

平成 29 年度 事業者説明会資料

平成 30 年 3 月 27 日（火）

**富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課**

(2 / 3 冊)

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料(平成30年3月14日)からの抜粋

【障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

改正障害者総合支援法の施行について	9 6
障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	11 6
障害者の就労支援の推進等について	12 5
地域生活支援拠点等の整備促進について	15 9
地域生活支援拠点等について【初版】	163
訪問系サービスについて	17 1
強度行動障害を有する者等に対する支援について	18 2

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成30年3月14日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushihai/kaigi_shiryou/index.html

2 改正障害者総合支援法の施行について

(1) 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について

平成 28 年 5 月 25 日に可決成立し、同年 6 月 3 日付けで公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされている。

この改正法において、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象を拡大（改正法第 76 条の 2 第 1 項関係）し、介護保険サービスの利用者負担を軽減することとしているが、この対象となる者は、第 85 回社会保障審議会障害者部会でお示ししたとおりであるので、ご承知置きいただきたい。（関連資料 1）

また、併せてこの介護保険サービスの利用者負担軽減措置の広報用資料を作成したところであるので、必要に応じてご活用いただきたい。（関連資料 2）

(2) 障害福祉サービス等情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により、新たに創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」がこの 4 月から施行される。

本制度は、利用者の障害福祉サービス等の選択に資するよう、
・事業者に対し、障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告
・都道府県知事等に対し、事業者から報告を受けた当該情報の公表
を義務付けるものであり、都道府県等においては本制度の施行に向け、事務を行う体制を整備する必要がある。

なお、障害福祉サービス等情報の公表については、インターネットにより一括して行うこととし、現在、独立行政法人福祉医療機構が提供している「障害福祉サービス事業所情報検索システム」を今年度中に改修し、全国一元的なシステムとして、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」を立ち上げる予定としている（関連資料 3）。

当該システムの運用に係る今後の予定等については、平成 30 年 2 月 9 日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（依頼）」（関連資料 4）等にて、既に連絡しているところであるが、3 月中には当該システムの操作マニュアルを配布したいと考えており、本制度が円滑に実施できるよう、各都道府県等におかれては、制度施行に向けた体制を組んでいただくとともに、事業者等への周知をお願いする。

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していった一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的な内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
 - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・ 一定程度以上の障害支援区分
 - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

65歳未満



65歳以上 × 介護保険が優先

65歳以上 × 介護保険が優先



現行

介護保険事業所になり
やすくする等の仕組み

介護保険サービスの
円滑な利用を促進

一定の高齢障害者に対し
利用者負担を軽減(償還)

障害福祉サービス事業所
かつ
介護保険事業所

[利用者負担]
1割

改正後

高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置の検討事項

概要

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、利用者負担を軽減し、1割をゼロに(償還)する。

法の条文

第七十六条の二 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

一 支給決定障害者等

二 ①六十五歳に達する前に長期間にわたり②障害福祉サービス(介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、②同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の③所得の状況及び④障害の程度⑤その他の事情を勘案して政令で定めるもの

対象者の具体的要件①

(「65歳に達する前に長期間にわたり」)

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②

(「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」)

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。

相当障害福祉サービス

【居宅介護】
【重度訪問介護】

【生活介護】

【短期入所】

相当介護保険サービス

【訪問介護】

【通所介護】
【地域密着型通所介護】

【短期入所生活介護】

【小規模多機能型居宅介護】

(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)

(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護保険サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③

(「所得の状況」)

65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④

(「障害の程度」)

65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったことを要件とする。

3

対象者の具体的要件⑤

(「その他の事情」)

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

4

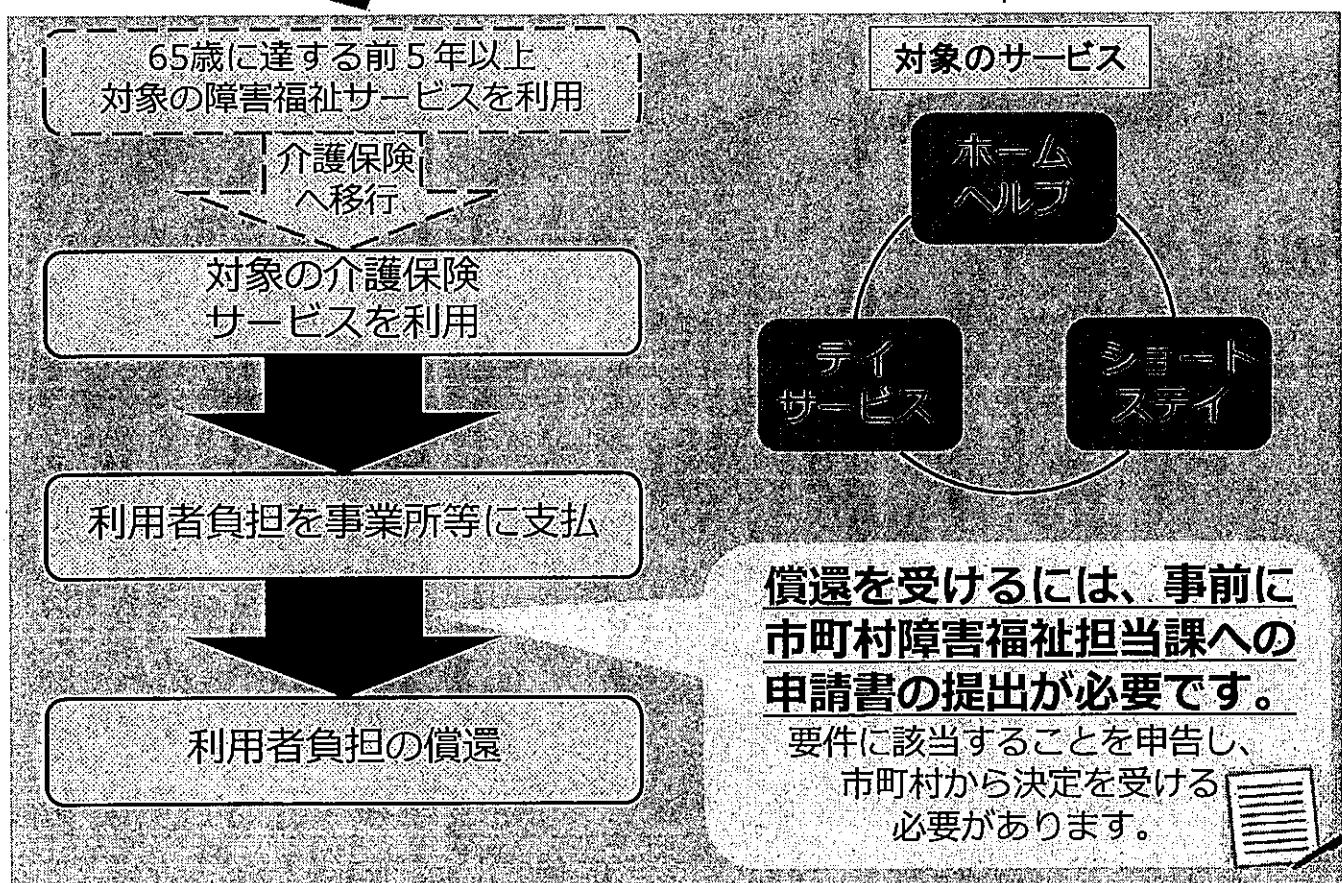
平成30年4月1日より

関連資料2

高齢障害者の方の 利用者負担軽減制度 が始まります。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

償還の流れ



詳細は裏面をご覧下さい

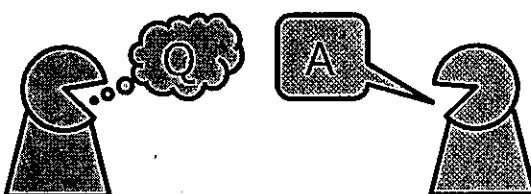


対象となる方

次の①～④を全て満たす方

- | | |
|---|---|
| ① | 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（ホームヘルプ・ティーサービス・ショートステイ）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。 |
| ② | 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。） |
| ③ | 障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であったこと。 |
| ④ | 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。 |

よくある質問



Q 申請時に、どういった書類が必要になりますか？

A 申請を受け付ける市町村によって異なりますが、過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等の添付を求められることがあります。

なお、上記の書類がなくても申請可能な場合もありますので、詳細はお住まいの市町村障害福祉担当課までお問い合わせください。

Q 65歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間があります。この制度の対象になりますか？

A 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。

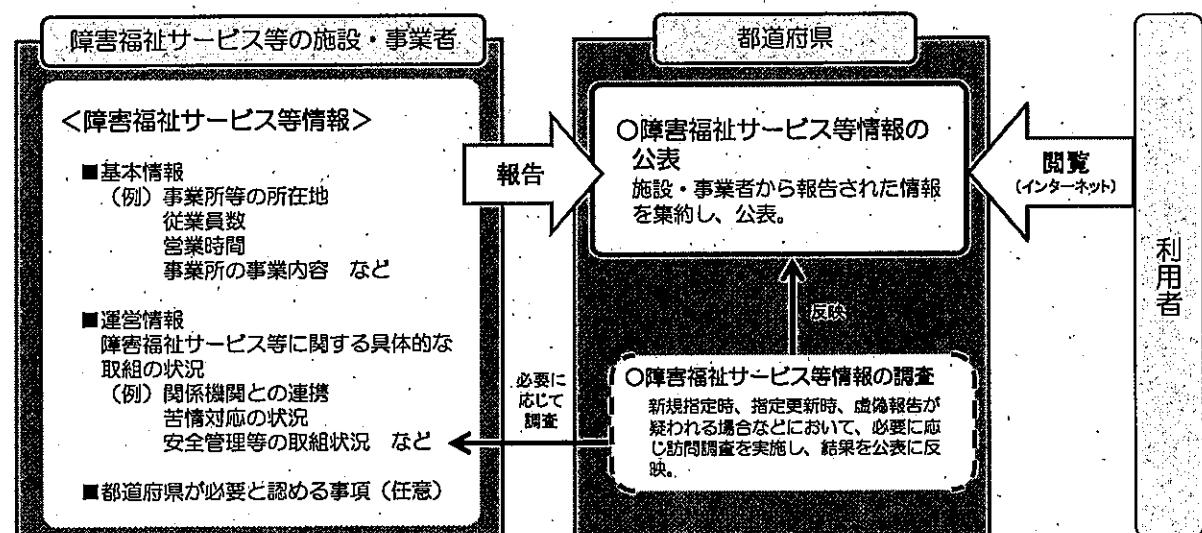
関連資料3

障害福祉サービス等情報公表制度
の施行について

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



2. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

*1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村（指定都市、中核市を除く）分も、都道府県が公表を行う。
 *2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

	都道府県	指定都市	中核市
障害者	指定障害福祉サービス	○	○
	指定障害者支援施設	○	○
	指定地域相談支援	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○
障害児	指定障害児入所施設等	○	○ (※2)
	指定障害児通所支援	○	× (※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○

3. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練（機能訓練）	21. 地域相談支援（地域定着支援）
2. 豊度訪問介護	12. 自立訓練（生活訓練）	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行探偵	13. 衛生型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動探偵	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 痘瘍介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援（地域移行支援）	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
	法 人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日、等
① 基本情報	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況、等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数、等 ○ サービスの内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績、等 ○ 利用料等に関する事項（など）
	② 運営情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の監査との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理体制の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他（事業者の研修の状況等）（など）

3

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期
 - ・指定障害福祉サービス等事業者（以下「事業者」という。）は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。
 - (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法
 - ・今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
 - ・具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET）上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」を立ち上げる予定。
 - ・事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。
- ※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

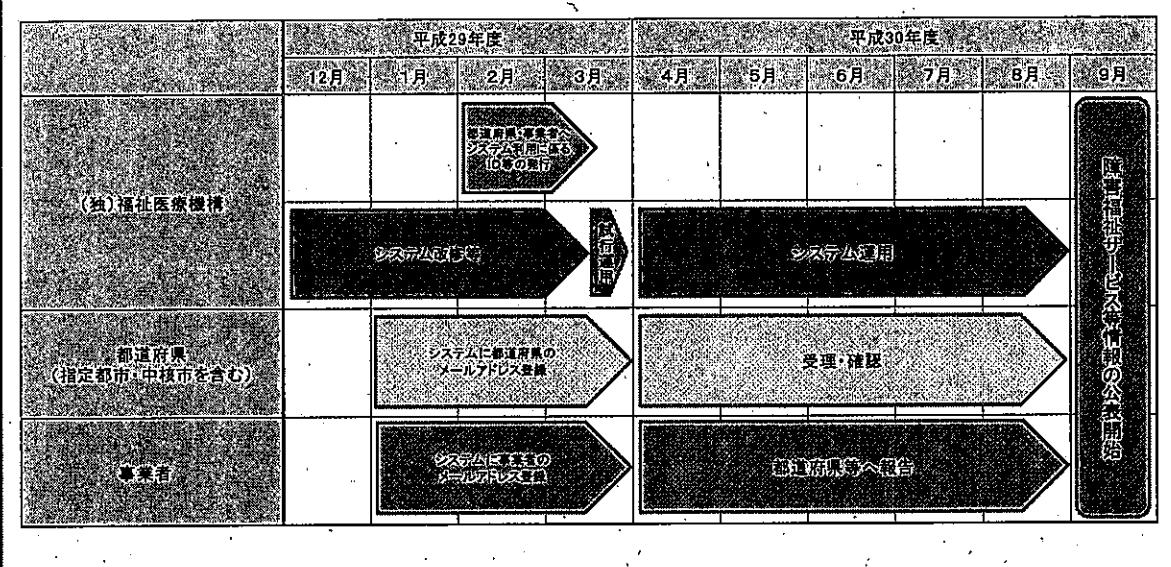
6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期
 - ・都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。
- ※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。
- (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法
 - ・都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム（仮称）」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。
- ※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・情報公表制度の周知
- ・システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・事業者からの疑惑照会
- ・事業者への報告依頼、督促等
- ・事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査（調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消）等

ア. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(参考)



※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

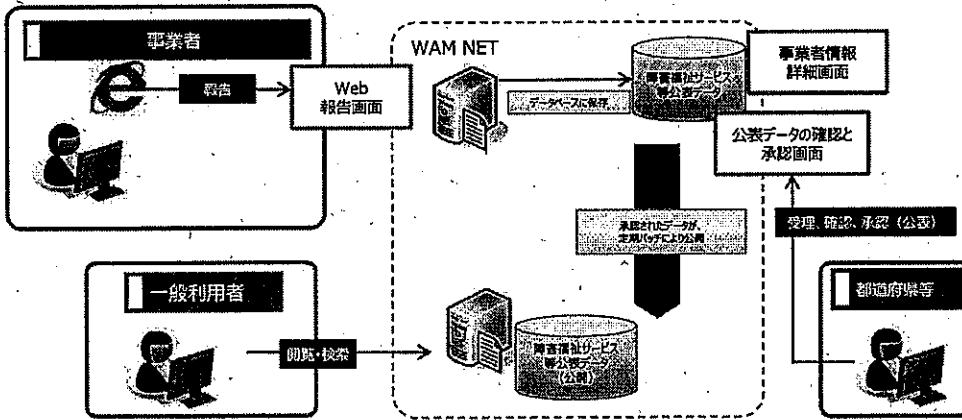
5

【参考】 障害福祉サービス等情報公表システムの概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



6

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 別表第一		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
		基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL)
	ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名
	ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日
二 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス		法人等が都道府県内で実施するサービス ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
	ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL)
	ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 所在地
	ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	指定事業所番号 事業所等の管理者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名
三 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)		事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日
	ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段
	ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート)
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項		社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者等		職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算入数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等		従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
二 従業者の健康診断の実施状況 ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況		従業者の健康診断の実施状況 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喫煙吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援助従業者養成研修課程の修了者数
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目
四 サービスの内容に関する事項		4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 事業所等の運営に関する方針 ロ 当該報告に係るサービスの内容等		事業所等の運営に関する方針 サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域 サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・利用実人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
ニ 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項	・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況	
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等	障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	・損害賠償保険の加入状況	
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等	
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	・その内容	
六 その他都道府県知事が必要と認める事項	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
別表第二		
第一 サービスの内容に関する事項	5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項	
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置	障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用	
イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況	
ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況	
ハ 利用者等に対する利用料等が負担する利用料に関する説明の実施の状況	・食事の提供により要する費用の徴収状況	
二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	・創作的活動に係る材料費の徴収状況	
三 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	・家賃の徴収状況	
イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	・光熱水費の徴収状況	
ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	・日用品費の徴収状況	
四 相談、苦情等の対応のために講じている措置	・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況	
イ 相談、苦情等の対応のための取組の状況	・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況	
五 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	運用情報	
イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況	6. 事業所等運営の状況	
ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項	
六 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置	
イ 相談支援専門員等との連携の状況	・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	
ロ 主治の医師等との連携の状況	・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	

障害者総合支援法施行規則／児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置	適切な事業運営の確保のために講じている措置
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
ロ 計画的な事業運営のための取組の状況	・計画的な事業運営のための取組の状況
ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	・事業運営の透明性の確保のための取組の状況
ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況	・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況	・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況	・個人情報の保護の確保のための取組の状況
ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況	・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況	・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況
ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

関連資料4

事務連絡
平成30年2月9日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（依頼）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年12月28日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」において、障害福祉サービス等情報公表制度については、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMNET）の「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより、運用する旨お伝えしたところです。

今般、今後の予定及び事前準備作業等について、別紙のとおりお示しいたしますので、各都道府県等におかれでは、当該内容についてご了知くださいますようお願いします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課 北村、青木
TEL : 03-5253-1111（内線）3036
独立行政法人福祉医療機構
E-mail : shofukukouhyo@wam.go.jp

障害福祉サービス等情報公表システムの運用に係る今後の予定等について

1. はじめに

- 障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）の運用に係る今後の予定及び事前準備作業等については、概ね以下の流れとなりますので、別添資料1～3と併せてご参照ください。
- 本事務連絡発出後、別途、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）より都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）宛に事前準備作業の依頼（メール）をしますので、下記「3. 事前準備作業について」の作業依頼①～③について、3月2日（金）【厳守】までに、機構宛にメールで登録してください。

2. 今後の予定

- (1) 2月9日～3月2日：各都道府県等における事業者等の基本情報の登録等
 - ・ 詳細は、下記「3. 事前準備作業について」を参照ください。

- (2) 4月1日：システム運用開始並びに都道府県等及び事業者（法人等）へのID等の通知
 - ・ 平成30年4月の制度施行と併せて、都道府県等及び各事業者（法人等）（以下「事業者」という。）に対して、上記（1）にてご登録いただいたメールアドレス宛てに、情報公表システムからID及びパスワードを送付（メール）する予定です。

※ 都道府県等のIDについては、前回事務連絡においてご登録いただいた各担当者のメールアドレスに紐付くものではなく、都道府県等の担当部署内においてご利用いただけるものとなります。このため、人事異動による担当者の変更等の際は、前任者が利用していたIDを後任者が引き続きご利用いただいても差し支えありません。

なお、今後、IDの不足等については、隨時対応いたしますので、適宜、機構までご連絡ください。

- (3) 4月1日～8月31日：事業所の詳細情報の入力・報告、承認作業

- ・ 事業者は、上記（2）にて受領したID及びパスワードを用いて、情報公表システムにログインし、事業所の詳細情報を入力した上で、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等は、事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、内容を確認し、報告内容に修正の必要がなければ承認を行い、情報公表システムに公表依頼を行います。

(4) 9月1日：障害福祉サービス等情報の公表開始

- 上記(3)において、都道府県等が情報公表システムに公表依頼を行った事業所情報を、WAMNET上に公表します。

3. 事前準備作業について

- 事業者が障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告するに当たり、
 - 各事業者は、事業者及び事業所の基本情報（法人等名称、法人等のメールアドレス、事業所名等。以下「基本情報」という。）を都道府県等に登録（メール又は文書での登録を想定）し、
 - 各都道府県等は、登録された基本情報を、情報公表システムに登録する必要があります。
- 今回は事務負担軽減の観点から、制度施行前において、基本情報を一括して登録できるようにいたしますので、以下の作業をお願いします。

【作業依頼①】

- 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システム（以下「情報検索システム」という。）に登録してある各都道府県管轄の事業所の直近データを格納したエクセルファイルを送付いたしますので、ご登録いただいた基本情報をご確認いただき、当該データの削除・新規追加をお願いします。
- また、現在、情報検索システムに登録していない障害児サービス等の基本情報についてもご登録をお願いします。特に、事業者のメールアドレスは、システムを利用する上で必須となりますので、登録漏れが無いようお願いします。

※ これまで、情報検索システムに管轄の事業所データを登録していない場合については、事業者から基本情報を集約いただきますようお願いします。

※ 指定都市・中核市が指定する事業所の基本情報や、一般市町村が指定する相談支援サービス事業所の基本情報についても、管内市区町村

との連携の上、各都道府県にて確認・更新をお願いします。

【作業依頼②】

- 平成30年4月以降、事業者が都道府県等に対し、障害福祉サービス等情報を報告すると、情報公表システムから都道府県等に報告完了メールを送付しますので、通知を受信するためのメールアドレスのご登録をお願いします。

※ 当該アドレスには、多数通知が届くことが想定されますので、適宜、
通常代表窓口として使用されているメールアドレスとは別に、情報公表システム専用メールアドレスをご登録ください。

※ なお、今後、厚生労働省及び機構から事務連絡等を発出する際は、前回事務連絡でご登録いただいた代表窓口アドレス宛てに、引き続き送付いたしますので、ご留意ください。

【作業依頼③】

- 各都道府県において、条例による権限委譲により、本制度施行においてお示ししている実施主体と異なる実施主体が実行事務を行う場合は、当該権限委譲先の情報を登録くださいますようお願いします(県が事務を実施すべきところ、権限委譲により、一般市において事務を実施する場合等)。

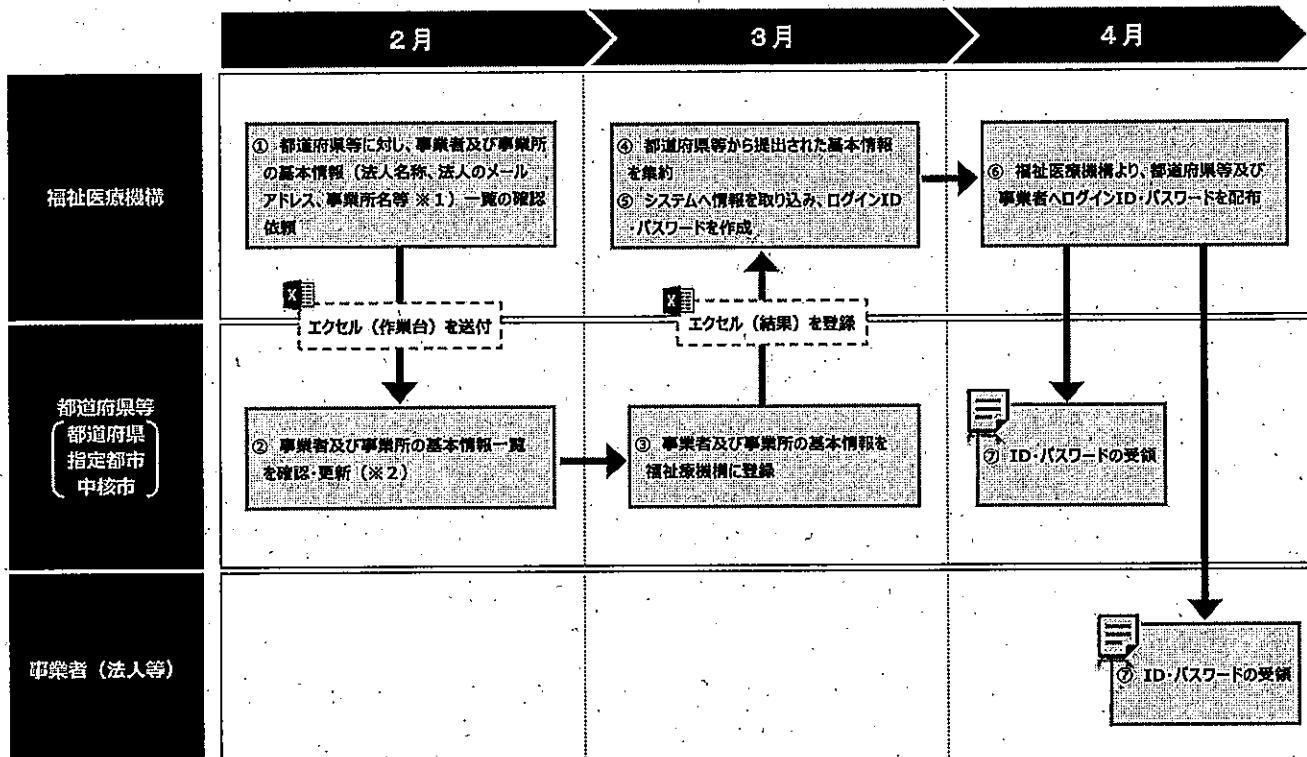
4. その他連絡事項

○ 情報検索システムの運用終了について

現在、運用している情報検索システムに関しては、今後、情報公表制度の施行に伴い、平成30年8月末をもって運用を終了いたしますので、ご留意いただくようお願いします。(都道府県に対しては機構より通知済み。)

(参考) 平成30年2月～4月における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料1



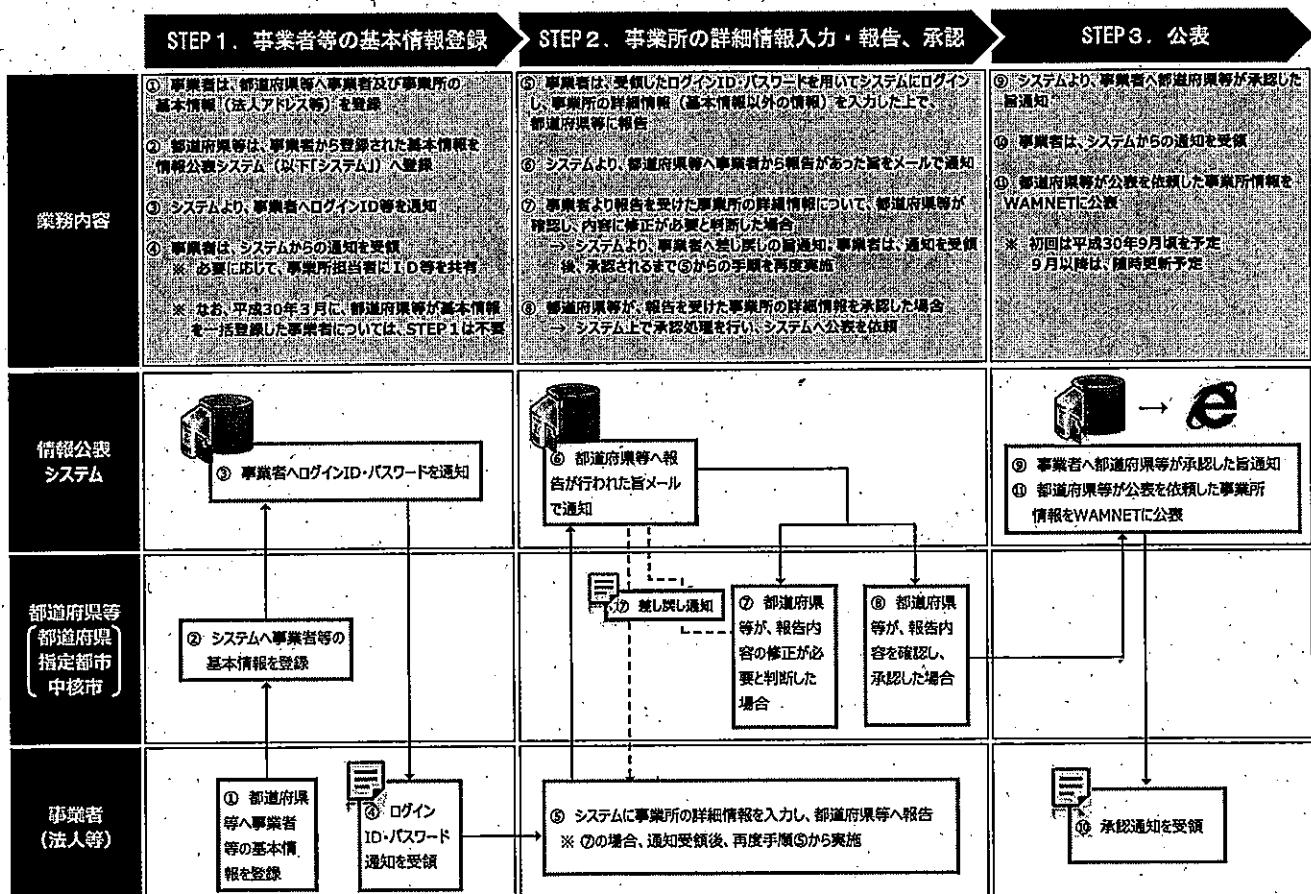
*1 現在、WAMNETの障害検査サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データ

※2 現在、WAMNETの除害技術サービス事業所検査システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の近似データを確認

現在、VIAMNETの障害指摘シートを用いており、障害情報を収集する機能を有する。また、現行の車両検査システムに接続されていない障害見付コードの基本情報をについては新規に登録

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2



○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
1	○ 都道府県等は、障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴い、事業所情報を公表するためのシステムを構築する必要があるのでしょうか。	○ 現在、福祉医療機構（以下「機構」という。）が運営しているWAMNETのコンテンツ「障害福祉サービス事業所検索システム」を廃止し、新たに障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を構築するので、都道府県等において、新たにシステムを構築する必要はありません。
2	○ 情報公表システムには、いつ頃からログインが可能になるのでしょうか。	○ ログイン可能な時期については、事業者のみならず都道府県等担当者においても、平成30年4月1日以降を予定しております。試用期間は設けておりませんが、適宜、必要な情報を提供させていただきます。
3	○ 本事務連絡「作業依頼①」について、機構が運営しているWAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されていない障害児サービス等の情報については、どのように集約を図ればよいのでしょうか。	○ 都道府県が事業所の指定の実施主体でない場合は、適宜、実施主体である管内市区町村等との連携を図っていただき、事業者及び事業所の基本情報を集約いただきますようお願いします。 ○ なお、登録作業台については、別途、機構より送付されます。
4	○ 今後、事業者に報告を行っていただくことですが、事業者がメールアドレスを持っていない、インターネット環境が整っていない等、電子上において報告ができない場合はどうしたらよいのでしょうか。	○ 事業者のインターネット環境が整っていない等やむをえない場合については、事業者が、都道府県等に対して紙媒体による報告を行い、当該報告内容を都道府県等の担当者が情報公表システムご入力いただく等の柔軟な対応を行ってください。
5	○ 厚生労働省及び機構からの事務連絡等については、今後、自治体のどちらの宛先に送付されるのでしょうか。	○ 平成29年12月28日付け事務連絡のご依頼にてご登録いただいた各自治体代表窓口宛てに送付いたします。窓口の変更等ございましたら、適宜、機構までご連絡ください。
6	○ 都道府県等に対しては、ID及びパスワード（以下「ID等」という。）が情報公表システムより平成30年3月中旬に通知されることですが、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	○ 本事務連絡「作業依頼②」において各自治体がご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、複数のメールアドレス宛てに通知することも可能ですので、機構までご連絡ください。
7	○ 本事務連絡「作業依頼②」において、都道府県等は、情報公表システム専用メールアドレスを別途登録とのことです、既存の代表窓口メールアドレスでは登録ができないのでしょうか。	○ 既存の代表窓口メールアドレスでも登録は可能ですが、今後、情報公表システムより数多く通知が届くことが想定されますので、別途、情報公表システム専用メールアドレスを作成いたすことを推奨いたします。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
8	○ 平成29年12月28日付け事務連絡において、ID等は都道府県等の担当者のメールアドレスに紐付くことでしたが、その取扱いに変更はあるのでしょうか。	○ ID等は担当者のメールアドレスに紐付くものではなくなります。このため、人事異動による担当者の変更等の際にも、前任者が使用していたID等を、後任者が引き継ぎ使用しても差し支えないものとなります。
9	○ 事業者（法人等）が都道府県等へ報告した際、情報公表システムから都道府県等の情報公表システム専用メールアドレス宛てに報告完了メールが送付されるとのことですが、報告を行った事業所の地域ごと（A市、B町など）によって、通知の宛先を振り分ける仕組みを設けているのでしょうか。	○ そのような仕組みは設けておらず、管内事業所から都道府県等へ報告された際は、全ての報告完了メールが本事務連絡「作業依頼②」においてご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに送付されます。 ○ なお、情報公表システムにログイン後、報告された内容の承認作業を行う際、報告があがった事業所の住所ごと（市区町村まで）にフィルターをかけることは可能であり、地域別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。
10	○ 都道府県等担当者において、同じID等を複数人が使用することは可能でしょうか。	○ 承認手続きを行った際、情報公表システム上に作業を行ったID名が表示されます。これにより、IDごとに担当者を振り分けていただければ、どなたが作業を行ったかが分かるような仕組みを設けておりますので、都道府県等の担当者におかれましては、同じID等を複数人で使用はせず、個別にID等を使用していただきますようお願いします。
11	○ 事業者（法人等）は、どこの自治体に対して報告すればよいのでしょうか。	○ 事業所の指定をしている都道府県、指定都市、中核市に対して報告を行います。 ※1 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業者については、その市区町村を管轄する都道府県に対して報告を行います。 ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者については、その中核市を管轄する都道府県に対して報告を行います。ただし、その中核市が児童相談所設置している場合（現行においては、横須賀市、金沢市）については、当該中核市に報告を行います。 ※3 また、条例による権限移譲により、報告先が都道府県等ではない場合もございますので、詳細は、各自治体にご連絡ください。
12	○ 事業者（法人等）に対しては、ID等が情報公表システムより平成30年4月以降に通知されるとのことです、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	○ 事業者（法人等）が、都道府県等にご登録いただくメールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、事業者（法人等）ではなく、事業所が詳細情報を入力することを予定している場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
13	○ ID等は、すべての事業所に対して通知されるのでしょうか。	○ ID等は、事業所に対してではなく、事業者（法人等）に対して付与されます。 ○ また、事業者（法人等）が、複数の都道府県等において事業所を運営している場合は、各都道府県等用のID等がそれぞれ付与されることとなります。（例えば、A県及びB県において事業所を運営している場合は、A県用、B県用の2つのID等が、それぞれ事業者（法人等）に付与されます。） ○ 事業所に対してID等を共有いただく場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。
14	○ No. 13について、例えば、事業者（法人等）が、A県においてa事業所、b事業所を実施している場合は、ID等はどうのように使用すればよいのでしょうか。	○ 情報公表システムから、事業者（法人等）に対してA県用のID等が1つ付与されますので、事業者（法人等）から、a事業所、b事業所にA県用のID等を共有してください。 ○ a事業所、b事業所が使用するID等は、同じA県用のID等を使用することとなります。 ○ なお、a事業所、b事業所は、同じA県用のID等で同時にログインを行い、入力を行っていただいても支障はありません。
15	○ No. 10において、都道府県等の担当者は、同じID等を複数人で使用しない旨の記載がありましたか、事業者（法人等）と取扱いが異なるのでしょうか。	○ 事業者（法人等）においては、同じID等を複数事業所で共有して使用することとなりますので、都道府県等の担当者とは取扱いが異なります。
16	○ 既存の事業所の報告は完了しているが、新規に事業所の指定を受けて事業を開始する場合にも、法人等の基本情報を含めて、都道府県等への報告は再度必要でしょうか。	○ 情報公表制度は、指定事業所（サービス）ごとに報告を行う必要がありますので、新規に事業所を設立し、事業を開始した場合には、都道府県等への報告が必要となります。 ○ なお、既に当該都道府県等に対して法人情報等の基本情報を報告している場合のみ、事務負担軽減の観点から、一部の入力項目を省略する仕組みを設けております。（当該都道府県等以外の自治体に対して報告を行っている場合については、入力項目を省略することはできません。）
17	○ 平成30年4月以降において、本事務連絡のように都道府県等が、事業者及び事業所の基本情報を一括して情報公表システムに登録することは可能でしょうか。	○ 一括登録については、本事務連絡のみの対応となりますので、平成30年4月以降は、個別に情報公表システムへ事業者及び事業所情報を登録いただくこととなります。
18	○ 実際に事業所情報がインターネット上で公表されるのは、いつ頃になるのでしょうか。	○ 平成30年度においては、平成30年9月に一斉に公表する予定です。9月以降は、随時公表予定です。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
19	○ これまで、機構が運営する障害福祉サービス事業所検索システムのために、機構に対して事業所情報を提供していましたが、今後、当該作業はどうなるのでしょうか。	○ No. 1に記載のとおり、障害福祉サービス事業所検索システムは廃止となることから、今後、当該作業は不要となります。
20	○ 報告内容を確認する際、どういう点に気をつけて確認を行えばよいのでしょうか。	○ 記入漏れがないかをご確認いただくことはもちろんのこと、指定を行った際に事業者等から提出いただいた資料や、今後、お示しする各サービス別の記入要領等に基づきご確認をお願いします。
21	○ 都道府県等が、事業者（法人等）からの報告内容に修正が必要だと判断した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。	○ 差し戻し理由を記入する欄を設けておりますので、当該修正すべき内容について、事業者（法人等）に対して情報公表システムから差し戻し通知が送付（メール）されますので、事業者（法人等）は当該通知を受領後、必要な修正を行っていただくようお願いします。
22	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認すると、すぐにWAMNET上に公表されるのでしょうか。	○ 都道府県等が報告内容を承認後、すぐにWAMNET上に公表されるものではなく、情報公表システムに公表依頼を行った後、翌日にWAMNET上に公表されます。
23	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、事業者（法人等）へ通知されるのでしょうか。	○ 都道府県等が承認後、情報公表システムより事業者（法人等）へ通知します。 ○ なお、WAMNET上に公表された際は、事業者（法人等）へ通知はされません。
24	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、内容に不備があった場合、公表を取り消すことは可能でしょうか。	○ WAMNET上に公表後、修正を行いたい場合は、通常の手続きと同様に、再度、事業者が内容を修正いただき、都道府県等が報告内容を承認後、情報公表システムに公表依頼を行った後、修正内容が公表されます。
25	○ WAMNET上に公表された事業所情報はどのように保存できるのでしょうか。	○ WAMNET上に公表された事業所情報は、各都道府県等がCSVで保存できる予定です。
26	○ WAMNET上に公表された事業所情報の保存期間に制限はあるのでしょうか。	○ 一定期間内において、各都道府県等に事業所情報の保存作業を行っていただく予定です。 ○ なお、具体的な保存期間については、今後、お示しさせていただく予定です。
27	○ 今後、厚生労働省ホームページにおいて、情報公表制度の周知は行うのでしょうか。	○ 実施する予定です。

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げることにしていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、今回の改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能としていることも併せてご承知おき願いたい。

(2) 障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保

平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通

知) を発出したところである。

また、昨年度、各自治体及び社会福祉施設等に対し、好事例の収集と課題の整理を行うことを目的として、社会福祉推進事業により、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を実施し、その結果については、報告書が取りまとめられ、株式会社インターリスク総研のホームページにおいて公表された際、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について(報告)」(平成29年6月27日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)を発出し、各自治体におかれでは、社会福祉施設等の安全確保や地域に開かれた施設運営等の取組を進めるに当たり参考としていただき、併せて、管内市町村にも周知をお願いしたところである。

今年度は、昨年度の調査結果を踏まえ、今後、自治体や社会福祉施設等において、一層の取組が進むよう、好事例等をまとめたハンドブック(仮称)を作成していることから、取りまとめ次第、同社のホームページでお示しする予定であるのでご承知願いたい。

(3) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、平成29年3月の全国障害保健福祉関係主管課長会議において、これまでにも、障害福祉サービス等の受審率の引上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

(参考) 主な障害福祉サービスにおける第三者評価事業の受審状況(平成28年度)

○ 全国の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	平成28年度受審数	全国施設数	受審率	平成28年度迄の累計受審数
障害者支援施設 (施設入所支援+日中活動事業)	163	2,550	6.39%	998
生活介護	148	6,933	2.13%	768
居宅介護	2	22,943	0.01%	18

※ 全国施設数は「平成28年社会福祉施設等調査報告」の調査対象施設・事業所数

一方、内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成28年9月から平成29年5月までの間、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、福祉サービスの第三者評価事業の改善方策等につい

て議論が進められ、昨年6月、その議論の結果が規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）として取りまとめられ、次の事項について規制改革を進めていくこととされたところである。

<規制改革実施計画における福祉サービス第三者評価事業に関する事項（抜粋）>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	<p>a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。</p> <p>b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。</p>	<p>a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置</p>
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	<p>a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。</p> <p>b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。</p> <p>c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。</p>	<p>a, b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置</p>
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<p>a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。</p> <p>b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。（再掲）</p>	<p>a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置</p>

7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度 検討・結論
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する。	平成29年度 措置

厚生労働省においては、規制改革実施計画の内容を踏まえ、社会福祉法人全国社会福祉協議会等の関係者とも協議の上、今年度中に、別添の対応案のとおり、「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の一部改正を行うとともに、介護サービスを所管する老健局においては、受審目標の設定の方法等の留意事項について、新たに通知することを予定しているが、これらの対応を踏まえ、障害福祉サービスにおいても同様の対応を図ることを検討している。

各都道府県におかれでは、御了知いただくとともに、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

なお、指針の改正通知等については、今年度内を目途に発出予定である。

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について（案）

1 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - ・ 受審促進に向けた数値目標の設定等
 - ・ 受審に係るインセンティブの強化
 - ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - ・ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進
 といった規制改革に取り組むべきことが指摘されている。
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるよう、指針の一部改正を行うもの。

2 改正のポイント

規制改革会議からの指摘事項	改正内容
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。 ○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況を評価。
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価機関の認証は更新制であることを明確化。 ○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。 ○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

＜参考＞高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項（別途通知）

規制改革会議からの指摘事項	改正内容								
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体の数値目標に加え、サービス区分ごとの数値目標を設定。ただし、当面は、サービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、一部のサービス区分で数値目標を設定することも差し支えない。 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <tr><td>1 高齢者ホーム</td><td>5 通所サービス</td></tr> <tr><td>2 行別高齢者ホーム</td><td>6 短期入所生活介護</td></tr> <tr><td>3 軽費者ホーム</td><td>7 小規模多機能型居宅介護</td></tr> <tr><td>4 訪問サービス</td><td>8 複合型サービス</td></tr> </table> ○ 数値目標は、評価機関など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、先ずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込み。 ○ 数値目標の水準は、「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直しの影響を加味したものとする。 	1 高齢者ホーム	5 通所サービス	2 行別高齢者ホーム	6 短期入所生活介護	3 軽費者ホーム	7 小規模多機能型居宅介護	4 訪問サービス	8 複合型サービス
1 高齢者ホーム	5 通所サービス								
2 行別高齢者ホーム	6 短期入所生活介護								
3 軽費者ホーム	7 小規模多機能型居宅介護								
4 訪問サービス	8 複合型サービス								
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も示致した上で本制度を推奨。その他都道府県の実情に応じた取組を進める。 ○ 介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等の軽減が可能とされていることについて、著実な実施とその周知を行う。 ○ 介護サービス情報公表システムについて、平成30年度のシステム改修により、「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の一部を掲載する予定。 								
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業所の運営基準に関する通知を改正することにより、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に對して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要な事項として説明するものとする。 <p style="text-align: center;">[介護介護（介護予防訪問介護）、通所介護（介護予防通所介護）、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防訪問介護型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）、介護老人福祉施設]</p>								

(4) 障害者支援施設等における定期的な歯科検診・歯科医療について

障害者支援施設等においては日頃から歯科検診に取り組んでいただいているところだが、「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」（第6回）（平成30年2月8日）の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（案）（資料2）によれば、障害者支援施設等における歯科検診実施率は悪化傾向を示している状況にある。

また、内閣府障害者政策委員会にとりまとめられた第4次障害者基本計画の成果目標（案）においても障害者支援施設等における定期的な歯科検診の実施率については、目標値90%（平成34年度）に対して、現状値62.9%（平成28年度）という状況にある。

今後の障害者支援施設の重度化・高齢化の流れを踏まえれば、口腔機能を保ち、健康を維持することは非常に重要であることから、各都道府県における本報告書（案）の内容を管内の障害者支援施設等における歯科検診の取組を進めるにあたっての参考としていただき、引き続き、障害者支援施設等における歯科検診について、医療関係職種や介護関係職種等との連携を図りながら、取り組んでいただくようお願いする。

なお、「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」の中間報告書がとりまつた際には、その報告書を周知するので、あらかじめご承知おき願いたい。

(5) 今冬のインフルエンザ対策

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(6) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、3県6市町（前年度1都2区）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約19百万円（前年度約4百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①対象外経費を計上、②対象経費を誤って集計、していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績

報告書の審査・確認が十分でなかつたことが、その要因となっており、特に対象経費の算定については、対象経費が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれでは、限りある予算であることをご理解いただき、算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年6月5日障障発0605第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy28_05_10_21.pdf

(障害児入所給付費等負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy28_05_10_22.pdf

(7) 障害者支援施設等の防災対策等について

① 社会福祉施設等における防火安全対策等の徹底について

本年1月31日、北海道札幌市の高齢者等が入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

都道府県、指定都市及び中核市におかれでは、本年2月2日付け「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（子子発0202第1号、社援総発0202第1号、障企発0202第1号、老総発0202第2号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知）を踏まえ、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、管内の社会福祉施設等の管理者を始め、関係各方面に対し、改めて周知徹底をお願いする。

② 障害者支援施設等の土砂災害対策の徹底について

障害者支援施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれの

ある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について』（平成 27 年 8 月 20 日 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に水防法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、水防法等の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害者支援施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には総務省行政評価局より土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところである。各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

③ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけでの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した

避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要配慮者を積極的に受入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④ 障害者支援施設等の耐震化について

国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靭化アクションプラン2017(平成29年6月6日国土強靭化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされているところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引き下げ(当初5年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

(8) 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまで各都道府県において情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、台風による水害など、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等等連名通知)を発出し、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれでは、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に対応をお願いする。

5 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合には、

- 平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に 6 カ月以上雇用されている者）が過去 3 年間又は過去 4 年間いない場合、報酬を減算
- 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去 2 年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬を減算

といった対応を行うとともに、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して 6 カ月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に関しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等におかれては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

平成 30 年 4 月から就労移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就労移行支援を受けた後就労しその後 6 カ月定着した者の割合（前年度において、就労移行支援を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 ヶ月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合）に応じた報酬体系とし、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価していくこととしている。

また、第 5 期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを目標値として設定することを基本とすることとされており、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることなどを目指すこととされている。【関連資料 1】

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の

労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就労移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、企業訪問を行い仕事の切り出し等を支援等する事業を行っているのでこのような取組も参考にしつつ、地域全体での取り組みを行っていただきようお願いする。【関連資料2】

② 就労継続支援A型について

(ア) 就労継続支援A型の運用等について

就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援等を行うものである。このため、就労継続支援A型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援A型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援A型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
- ・ 就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例

など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が近年報告されていましたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところであり、平成29年4月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

- ・ 総量規制の導入
- ・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成
- ・ 生産活動にかかる収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を

上回っていなければならぬ
等の対応を図ったところである。

特に、生産活動収支と利用者賃金額との関係については、これを満たしていない場合に経営改善計画を作成し、提出を求めるとしている。

経営改善計画については、昨年4月の通知において、更に1年間の経営改善計画を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認める取扱いとしていたが、平成30年度から就労継続支援A型の報酬体系が改定されることも踏まえ、必ずしも改善が見られなくとも、経営改善計画を提出し、計画に沿った取り組みを行っており改善の見込みがあると指定権者が判断した場合は、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。【関連資料3】

経営改善計画を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあること改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

現時点において、既存の就労継続支援A型事業所に対し、経営状況の確認を行っていない自治体においては、人員体制等の問題もあることは承知しているが、報道機関が非常に関心を高めている分野であるとともに、何よりも、制度を適正に運営し、それによって障害者の福祉が向上するためには、自治体による事業所指定、実地調査が何よりも大切であることを改めて認識し、今後も取り組んでいただきたい。

(イ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援A型に係る報酬については、賃金向上や就労の質の向上を図るため、

- ・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかることから、平均労働時間に応じたメリハリのある基本報酬を設定
- ・ 販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を加算
- ・ 就労継続支援A型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行っている。

なお、今般、就労継続支援A型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事案が生じている。

就労継続支援A型事業所が廃止される場合には、利用者の再就職先等を確保することが大切であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止

する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自治体においても、他の就労継続支援A型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いする。【関連資料4】

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（以下「法施行規則」という。）の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項等を次のとおり明確化することにしているので、各都道府県等におかれましては、指定事業者等に徹底していただくようお願いする。

- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

(参考：これまでの就労継続支援A型に関する報酬・基準の見直し)

時期	対応内容
平成24年10月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成24年度報酬改定）
平成27年9月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ①暫定支給決定の適正な運用の依頼 ②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 (不適切な事例) ・収益の上がらない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成27年度報酬改定）
平成28年3月	就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知） ①暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼 ②不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

平成 29 年 4 月	<p>指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新たに規定</p> <p>①生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない</p> <p>②賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。）</p> <p>③利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アセスメントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない</p> <p>また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援 A 型事業所の指定をしないことを可能した。</p>
-------------	---

(ウ) 就労継続支援 A 型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援 A 型の新規指定時には、法施行規則に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、自立支援給付費等を充てなくとも生産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。なお、都道府県等だけでは、指定の可否を判断できない場合、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

また、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用した必要な経営改善に資する支援も行っていただくようお願いする。

(エ) 特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

就労継続支援 A 型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援 A 型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人

にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。) を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

昨年度、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づく「地方分権改革に関する提案募集」(平成 28 年)において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があつたところであり、平成 28 年 12 月に

- 就労継続支援 A 型事業所に係る暫定支給決定の対象となつた障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成 27 年 10 月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が 50% を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援 A 型事業所についてはその割合を 25% とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成 29 年 5 月 1 日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であっても、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となつた。

なお、就労継続支援 A 型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成 29 年 7 月 14 日職発 0714 第 5 号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援 A 型事業所において、平成 29 年 7 月 18 日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援 A 型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。【関連資料 5】

(オ) 平成 28 年度の賃金実績について

平成 28 年度における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額は 70,333 円、対前年比 2,538 円（3.7% 増）となっている。平成 18 年度の制度創設以降、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。【関連資料 6】

今年度から就労継続支援 A 型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象としている。また、来年度からは工賃向上計画支援等事業の農福連携による障害者の就農促進プロジェクトにおいて就労継続支援 A 型事業所も補助対象としていくこととしている。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うようお願いする。

③ 就労継続支援 B 型について

(ア) 平成 28 年度の工賃実績について

平成 28 年度における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国平均の工賃月額は 15,300 円、対前年度比 267 円増（1.8% 増）となっている。平均工賃月額は、平成 20 年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成 18 年度から 25.2% 上昇している。【関連資料 7】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃はわずかずつ増加してきているが、11.6% の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である 3 千円を下回っている事業所もある。【関連資料 8】

就労継続支援 B 型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、このような平均工賃月額が 3 千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援もお願いしたい。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。

(イ) 報酬改定について

就労継続支援 B 型は、障害者が地域で自立した日常生活・社会生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために、就労や生産活動の機会の提供だけでなく、障害者の知識や能力の向上のための訓練を行うことが重要であることから、

- ・ 平均工賃月額に応じたメリハリのある基本報酬とし、これに伴い従来あった目標工賃達成加算を廃止
 - ・ B型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化
- 等の対応を行うこととしている。

(ウ) 工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまでも、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ることが共生社会の実現や工賃向上のため重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

【関連資料9】【関連資料10】【関連資料11】

④ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(ア) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的原因理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

(イ) アセスメント実施機関の拡大について

平成28年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。これにより、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることできることとしたので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

⑤ 在宅において就労移行支援・就労継続支援を利用する場合の取扱い

ICTを活用して在宅勤務するテレワークが普及ってきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

平成30年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

(離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和)

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又

は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十一年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かつたため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoukushouhainfukushibu/0000084414.pdf>

⑥ 就労定着支援の新設

平成28年の障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より就労定着支援が新たなサービスとして開始される。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で3年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するというものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いることを予定している。

新サービスであるため、指定にかかる事務連絡を2月28日に既に各自治体に発出しているところであり、当該通知の内容を踏まえつつ、各指定権者において、新サービスを実施したい事業者ができるだけ速やかにサービスを開始できるようお願いする。

（2）障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成29年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。

なお、平成30年度においても工賃向上計画支援等事業の特別事業として、以下の①から③を実施することとしているので、引き続き活用を検討していただきたい。【関連資料12】

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成28年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者

就労施設による農福連携マルシェの開催等に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10／10となっている。

平成29年度は、40道府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革実現会議決定で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成30年度においては、全道府県で実施することができることを目指して予算を確保したので、平成29年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただきたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第五版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

【関連資料 13】

(参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-2.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

平成28年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率10／10で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就労や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成29年度から工賃向上計画支援事業の特別事業として実施している。

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築

(在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング)

・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限發揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、平成27年度から実施しているので、各都道府県においては引き続き活用を検討していただきたい。

【関連資料14】

障障発0302第1号
平成30年3月2日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等
に関する取扱いについて

指定就労継続支援A型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第5号)において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)の一部を改正するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。)の一部改正通知を平成29年3月30日に発出した。さらに、当該取扱い等について、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日障障発0330第4号。以下「平成29年通知」という。)により示したところですが、当該通知の取扱いについては当面の間、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 当面の間、経営改善計画書を提出している指定就労継続支援A型事業所(以下「事業所」という。)については、計画始期から1年経過した後に平成29年通知の1の(2)

に規定する更に1年間の経営改善計画を作成させることができる要件として、以下を加える。

- (1) 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
 - (2) 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合
- 2 更なる1年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、地域生活支援事業費等補助金のうち地域生活支援促進事業（工賃向上計画支援等事業）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。
- 3 指定基準解釈通知第11の3の（4）に係る取扱いについて、事業所に経営改善計画を提出させる場合は、指定基準第192条第2項に規定する生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う賃金は除く。以下同じ。）を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない場合であるが、ここでいう「利用者に支払う賃金」は、就労継続支援A型の趣旨を踏まえ、最低賃金（最低賃金の減額特例許可に基づき契約を行った場合は当該賃金額）に基づき算出した額とすること。このため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払うべき最低賃金の総額以上の事業所であれば、指定基準第192条第2項の規定を満たしていることになる。
- 4 平成29年通知の別紙様式3を廃止し、別紙様式1により、経営改善計画の提出に至った事業所数等について、毎年9月末現在及び3月末現在時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した事業所について当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう促すこと。
- 5 上記1から4を除く取扱いについては、平成29年通知のとおりとすること。

全体票

指定就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況等について（別紙様式1）

【調査の概要】 指定就労継続支援A型事業所について、経営状況の実態把握を行った事業所のうち、経営改善計画書を提出する必要のある事業所の経営改善計画書提出状況を把握する。（毎年9月末現在又は3月末現在の状況を記入して提出してください。）

指定者名	①指定事業所数(平成29年末現在)			経営実態把握済み事業所のうち経営改善計画書の提出状況		
	②実態把握済み事業所数	③実態把握中の事業所数	④新規指定	⑤廃止・休止等	⑥提出済	⑦必要あり
					割合	割合
○○県	20	18	0	2	0	66.7%
					6	33.3%
					6	100.0%

②から⑤の合計は①の指定事業所数と一致

②の実態把握済み事業所数ヒー一致

- * ①には毎年9月末現在又は3月末現在の指定事業所数を記載してください。
- * ②には就労継続支援A型事業所のうち、経営状況の実態を把握した数を記載してください。
- * ③には就労継続支援A型事業所のうち、経営状況の実態を把握していない又は把握中の数を記載してください。
- * ④、⑤は毎年9月末現在又は3月末現在で当該年度の新規指定数、廃止・休止等の数を該当箇所に記入してください。(新規指定事業所でも実態把握をしている事業所に関しては②に記載してください。)
- * ⑥は経営改善計画書の提出が必要のない事業所数、⑦には経営改善計画書の提出が必要な事業所数を記載してください。
- * ⑧は⑦のうち、経営改善計画書を提出した事業所数を記載してください。
- * ⑨、⑩、⑪の合計数は①の指定事業所数と一致するように記載してください。
- * ⑫、⑬の合計数は②の実態把握済み事業所数と一致するように記載してください。
- * その他、他の特記事項は備考欄にご記載ください。
- * 赤字は記入例です。適宜修正の上、記載下さい。

票別個

就労継続支援A型事業所の経営主體、設立年月日等に係る実態調査

(別紙様式1)

指定権者名

【調査の概要】全体表に加えて、事業所の経営主体及び設立年月日等を記載していただき、経営主体や設立年月日等の違いにより、就労継続支援A型の経営状況の傾向を把握する。

※セルは適宜追加してください。
※①は、ブルダウンから設置主体を選択してください。
※③の設立年月日は和暦例:H20. 04. 01、S63. 04. 01で記載してください。
※⑤から⑦は、該当する場合、○を選択してください。
※⑧は報告年度1年間の生産活動収入額を記載してください。
※⑨は報告年度1年間の生産活動必要経費(利用者に支払う賃金総額を除く)を記載してください。
※⑩は報告年度の前年度の利用者に支払った賃金総額を記載してください。
※赤字は記入例になります。適宜修正の上、記載ください。

事務連絡
平成29年7月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室
障害保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第43条第4項に事業者の責務として規定されています。

今般、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等を下記のとおりお示しますので、貴管内市町村、指定障害福祉サービス事業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

1 法第43条第4項の事業者責務の徹底について

法第42条第3項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。また、法第43条第4項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されている。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれでは、改めて指定障害福祉サービス事業者に對し、法令遵守の周知・徹底をお願いする。

2 廃止届を受理する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の23第4項に規定する現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置等を事業所の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として障害者に對し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出させること。

この際、利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、法第49条第1項又は第2項の規定に基づく勧告を行うこと。勧告を行うことで、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、法第49条第4項の規定に基づく命令を行うことも可能であり、命令を行った場合は、法第49条第5項の規定に基づき公示を行うこと。

また、命令を経ても当該勧告に係る措置をとらない場合には、法第42条第3項に違反するものとして、法第50条第1項第2号の規定に基づく指定の取消しを行うこと。

また、あわせて法第51条の3第1項に基づく法人への立入検査を行うことも検討するとともに、業務管理体制の整備に係る届出先が厚生労働省の場合は、必要に応じて厚生労働省に業務管理体制の検査を要請すること。

3 廃止日以後も引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する利用者の取扱い

仮に指定障害福祉サービス事業者が法43条第4項の便宜の提供を図る義務を怠る場合であって、現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県、指定都市又は中核市は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めること。都道府県、指定都市、中核市、関係機関や関係団体が協力してもなお、受入先の調整が整わない場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等により「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」として扱い、指定障害福祉サービス事業者に、定員を超過しての受入れも要請し、定員を超えての受入れを行う場合、その際の介護給付費等については、特例的に所定単位数の減算は行わない取扱いとして差し支えない。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号) (抄)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十六条

2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- 二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及

び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

- 2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
- 一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
 - 二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
 - 三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

- 2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
- 一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事
 - 二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指

定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長
三 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）

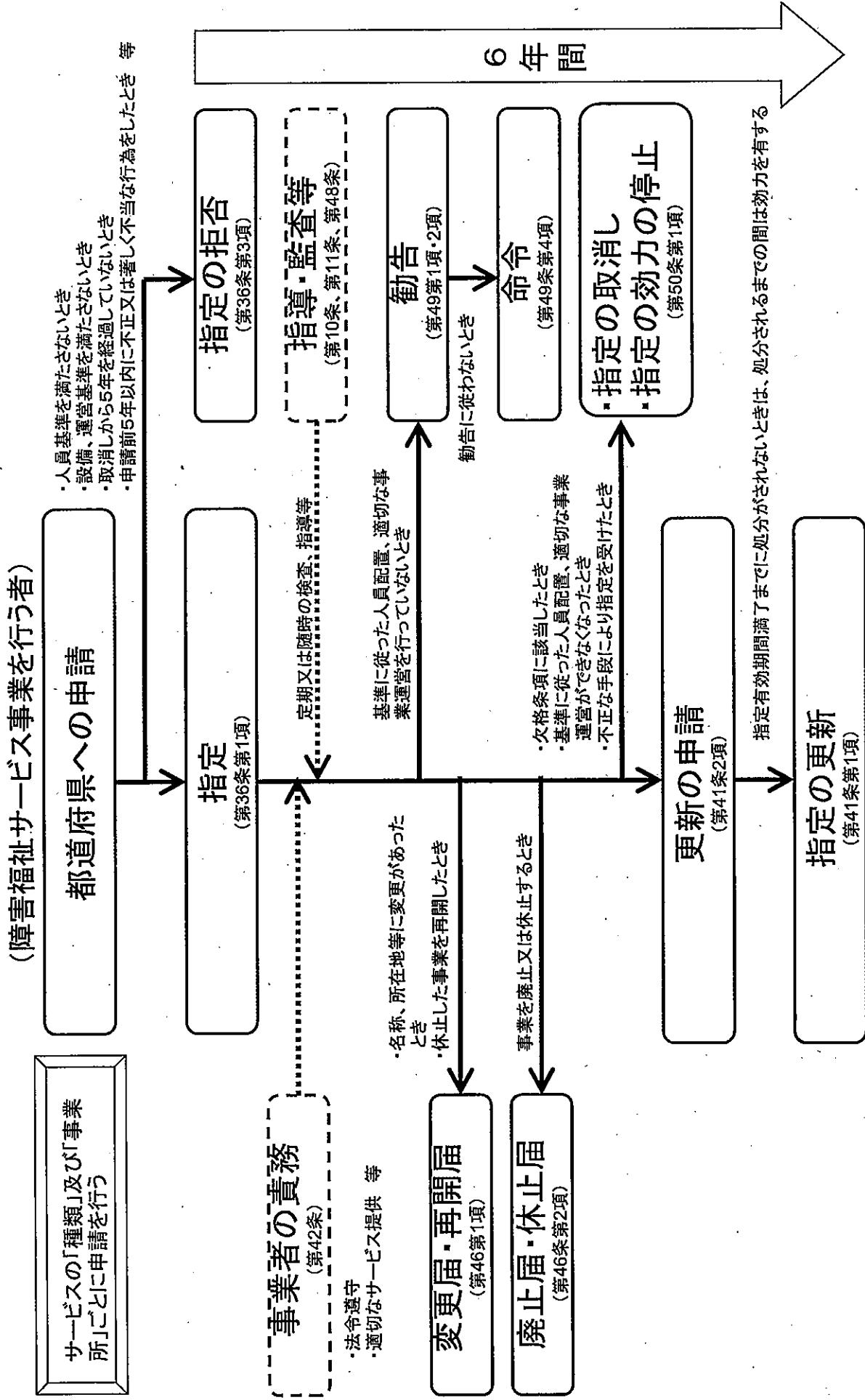
（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

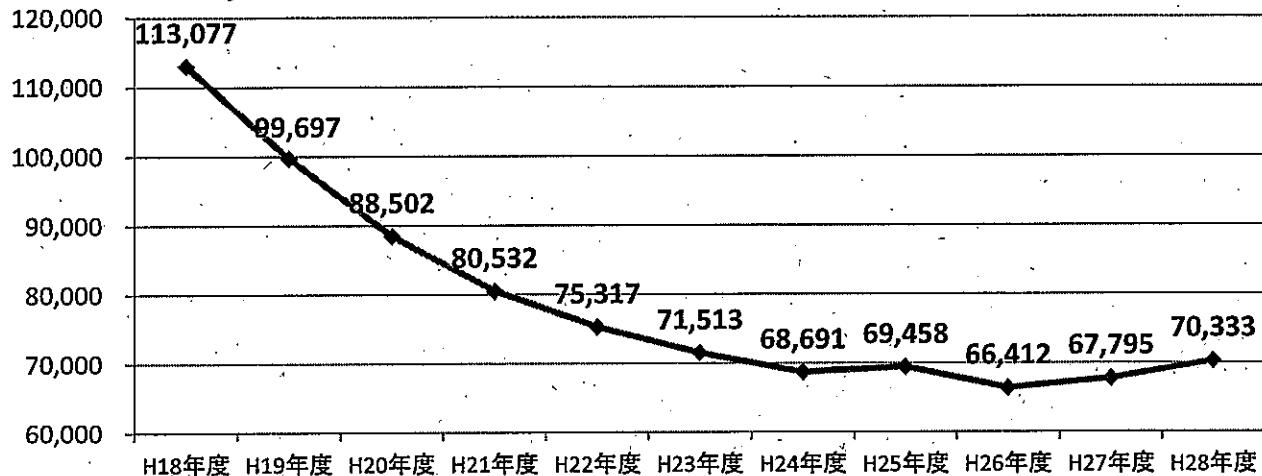
- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(参考) 障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ



就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

厚生労働省

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成27年度、平成28年度)

(円／月額)

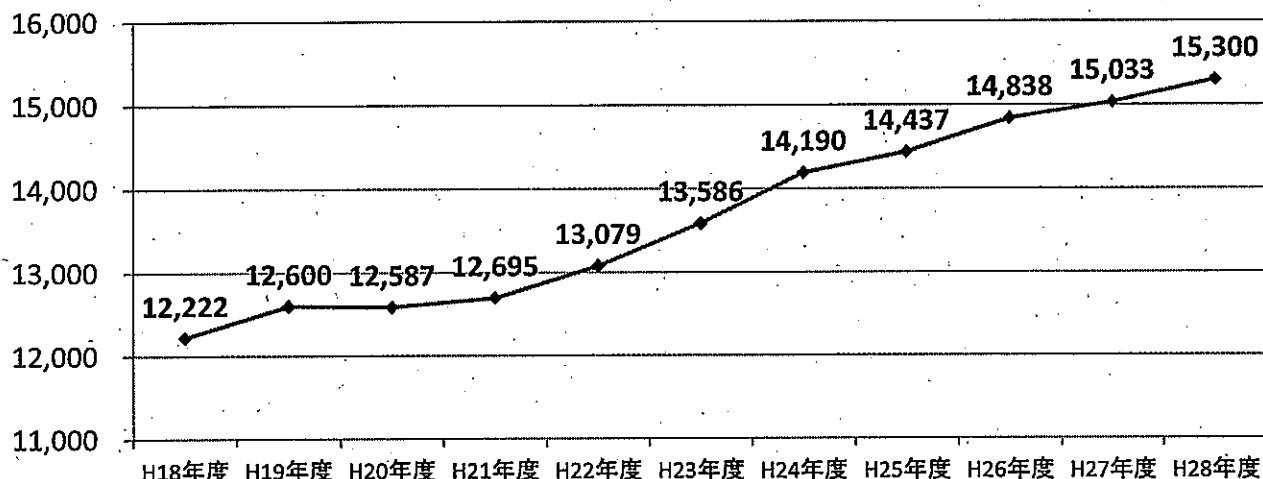
都道府県	平成28年度	平成27年度	伸び率
北海道	60,515	68,482	113.1%
青森県	61,181	62,511	102.1%
岩手県	71,193	71,245	100.0%
宮城県	63,011	65,118	103.3%
秋田県	65,233	66,128	101.3%
山形県	63,996	68,868	107.6%
福島県	69,186	71,370	103.1%
茨城県	90,677	85,257	94.0%
栃木県	62,774	64,127	102.1%
群馬県	69,990	68,653	98.0%
埼玉県	71,648	68,869	96.1%
千葉県	65,129	66,306	101.8%
東京都	93,992	91,417	97.2%
神奈川県	79,313	81,002	102.1%
新潟県	62,006	65,717	105.9%
富山県	58,587	60,468	103.2%
石川県	64,524	67,639	104.8%
福井県	76,006	76,391	100.5%
山梨県	65,733	67,520	102.7%
長野県	80,977	83,669	103.3%
岐阜県	70,752	70,017	98.9%
静岡県	67,415	70,347	104.3%
愛知県	60,493	58,256	96.3%
三重県	66,280	68,828	103.8%

都道府県	平成27年度	平成28年度	伸び率
滋賀県	84,675	83,945	99.1%
京都府	87,558	88,848	101.4%
大阪府	48,508	71,739	147.8%
兵庫県	79,481	77,399	97.3%
奈良県	68,764	71,216	103.5%
和歌山県	90,790	92,525	101.9%
鳥取県	80,529	80,551	100.0%
島根県	82,238	84,638	102.9%
岡山県	72,017	72,369	100.4%
広島県	86,780	86,595	99.7%
山口県	77,741	74,159	95.3%
徳島県	59,700	63,303	106.0%
香川県	66,064	69,053	104.5%
愛媛県	62,693	63,125	100.6%
高知県	76,642	84,309	110.0%
福岡県	68,629	69,391	101.1%
佐賀県	83,611	82,443	98.6%
長崎県	79,068	80,077	101.2%
熊本県	62,485	65,019	104.0%
大分県	77,881	79,077	101.5%
宮崎県	57,595	59,224	102.8%
鹿児島県	59,801	62,984	105.3%
沖縄県	61,972	65,040	104.9%
全国平均	67,795	70,333	103.7%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均 【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

- 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から25.2%上昇している。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃
【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

関連資料

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成27年度、平成28年度)

(円／月額)

都道府県	平成27年度	平成28年度	伸び率
北海道	17,494	18,289	104.5%
青森県	13,131	13,369	101.8%
岩手県	18,713	18,808	100.5%
宮城県	18,643	18,695	100.2%
秋田県	14,593	14,965	102.5%
山形県	11,598	11,430	98.5%
福島県	14,206	14,425	101.5%
茨城県	11,810	12,501	105.8%
栃木県	15,727	16,157	102.7%
群馬県	17,082	16,860	98.7%
埼玉県	14,189	14,492	102.1%
千葉県	13,660	13,769	100.8%
東京都	15,086	15,349	101.7%
神奈川県	13,704	13,677	99.8%
新潟県	14,378	14,510	100.9%
富山県	14,808	15,127	102.1%
石川県	16,152	16,783	103.9%
福井県	20,796	22,128	106.4%
山梨県	15,296	15,846	103.6%
長野県	14,591	15,246	104.4%
岐阜県	13,166	13,718	104.1%
静岡県	14,818	15,159	102.3%
愛知県	15,041	14,812	98.4%
三重県	13,611	14,346	105.4%

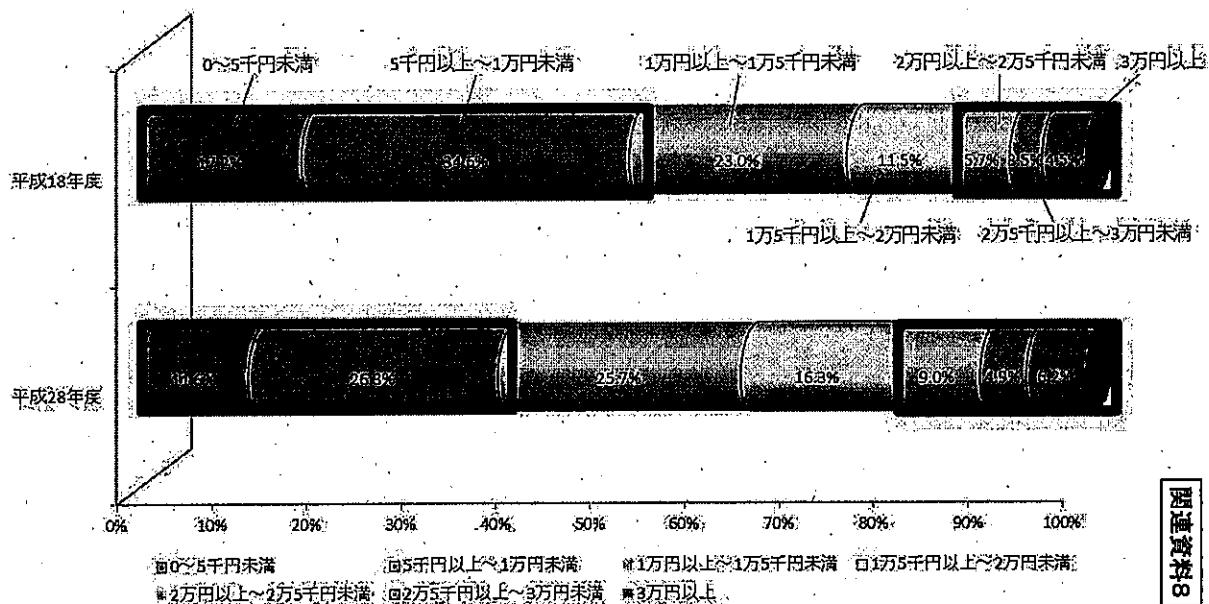
都道府県	平成27年度	平成28年度	伸び率
滋賀県	18,176	18,038	99.2%
京都府	16,505	16,855	102.1%
大阪府	11,190	11,209	100.1%
兵庫県	13,735	14,007	101.9%
奈良県	14,964	15,411	102.9%
和歌山県	16,198	16,489	101.8%
鳥取県	16,810	17,169	102.1%
島根県	18,244	18,994	104.1%
岡山県	13,254	13,691	103.3%
広島県	15,939	15,892	99.7%
山口県	16,238	16,730	103.0%
徳島県	20,495	20,876	101.8%
香川県	14,432	14,673	101.6%
愛媛県	16,204	16,260	100.3%
高知県	19,222	19,629	102.1%
福岡県	13,485	13,539	100.4%
佐賀県	17,817	18,263	102.5%
長崎県	15,255	15,919	104.3%
熊本県	13,886	13,924	100.2%
大分県	16,237	16,823	103.6%
宮崎県	16,867	17,960	106.4%
鹿児島県	15,024	15,239	101.4%
沖縄県	14,455	14,368	99.4%
全国平均	15,033	15,300	101.7%

(注) 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型における工賃分布

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所割合は減少傾向にあり、全体の37.9%となっている。



平成30年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略（平成19年2月）に基づく「福祉から雇用へ」推進5か年計画の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一休となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず（平成18年度 11,830円 ⇒ 平成23年度 13,586円）。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円（各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円）。

工賃向上計画（平成27～29年度）

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
※事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該期間で達成すべき目標工賃等を計画に記載。
- 現行の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（3月上旬に通知）。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、地域の事業所の取組や産業状況、地域課題（農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等）を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図ることを追加。
- 現行の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（2月下旬に通知）。

障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

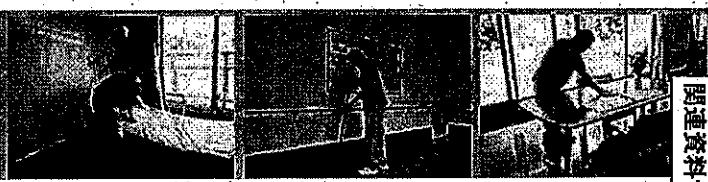
就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) 観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

(事例2) 介護施策との連携

- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6・5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけではなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円。



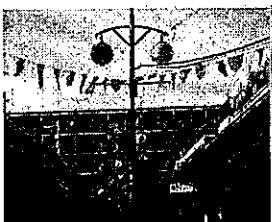
就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) 障害者が高齢者を支える事例

- 当該事業所は、首都圏にある老朽化の進んだ大規模団地の一角落でカフェレストランを運営。身体に優しい栄養バランスのよい定食や、和洋スイーツを提供。
- この地域は高齢化率50%以上と高い。団地内にある商店街の殆どは閉店し、公共交通機関の利用も不便なため孤立した高齢住民にとって、当該事業所は憩いの場となっている。
- 主に知的障害のある利用者約20人は、カフェでの作業以外にも、外出が難しい高齢者宅への夕食の配食＆見守り(配達当日と翌日の容器回収の2回、対面により安否を確認)サービスを行っている。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、地域活性のための新しい街づくりを進める。

(事例2)

- 障害のある方、約60人が働く当該事業所では、弁当やパンを製造販売し、学校給食としても提供している。喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、事業所で製造した商品や、近隣の商店から調達した食料品や生活用品を、注文に応じて山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地元の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化にも寄与している。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円。

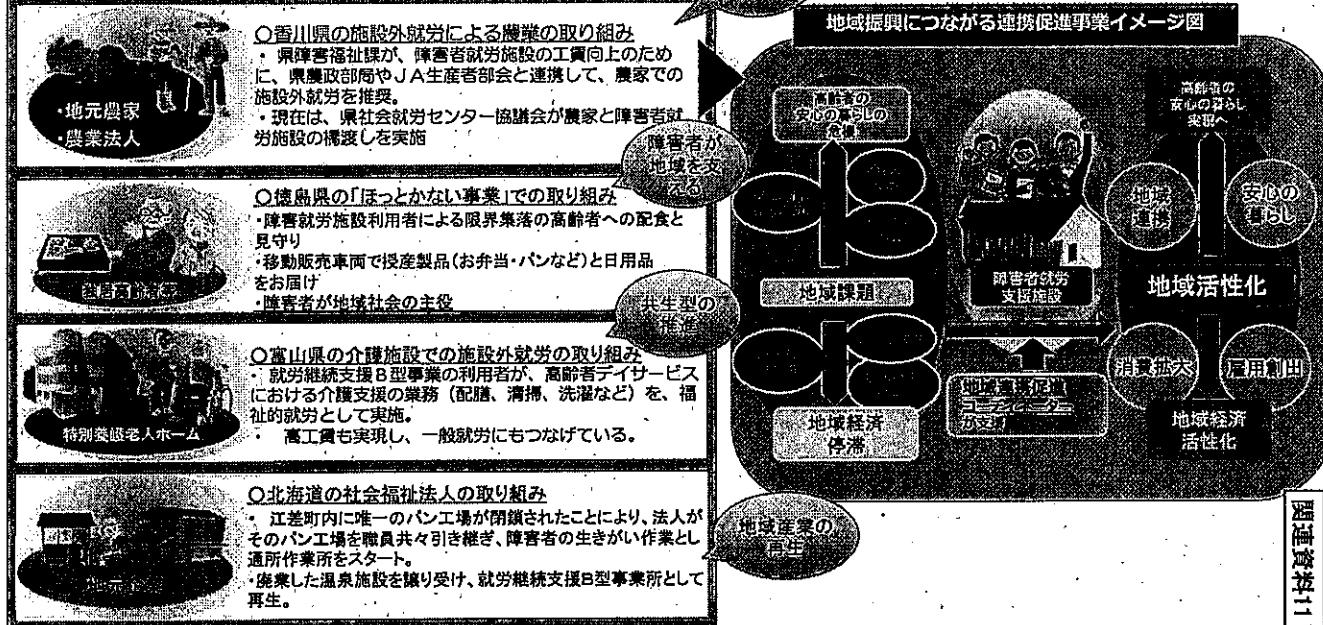


地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、一般就労の促進を図る。

参考事例



関連資料11

工賃向上計画支援等事業の概要(平成30年度)

事業目的

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上等を図るために、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

平成29年度予算額 308,843千円	平成30年度予算案 → 359,513千円	差引増▲減額 +50,670千円
(地域生活支援促進事業)		

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率: 10/10)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

特別事業(補助率: 10/10)

①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合: 国1/2、都道府県1/2)

③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

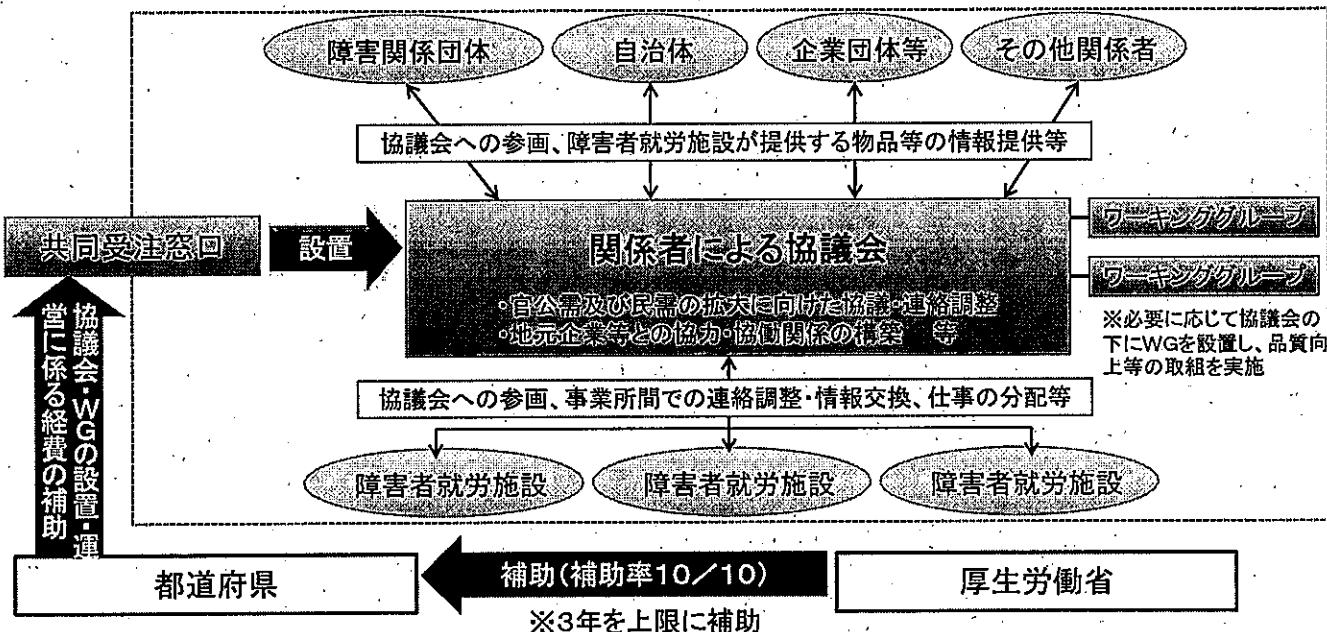
- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

関連資料12

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成29年度予算額 平成30年度予算案 差引増▲減額
39,996千円 → 22,220千円 ▲17,776千円
(地域生活支援促進事業)

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成28年度予算額 平成29年度予算額 平成30年度予算案 差引増▲減額
106,545千円 → 200,340千円 → 269,310千円 +68,970千円

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10／10

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10／10とする。

① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

農福連携マルシェの開催※委託による実施可 専門家の派遣等の支援※委託による実施可

都道府県

農業の取組推進→6次産業化 農福連携マルシェへの参加

障害者就労施設

農福連携による就農促進プロジェクト 実施件数（平成28年度、平成29年度）

平成28年度

平成28年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目			
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していらない障害者が就労設置等による農業の専門家の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者が参加等による農福連携マルシェの開催支援	(エ)その他
28	22	13	20	7

平成29年度

平成29年度より農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援に加え、好事例収集などによる障害者就労施設への意識啓発、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を追加

平成29年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していらない障害者が就労設置等による農業の専門家の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
40	31	17	33	13	19

農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成28年度）

	農業の専門家の指導等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	その他		農業の専門家の指導等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	その他
北海道						滋賀県	○	○	
青森県			○			京都府	○		○ ○
岩手県						大阪府		○	○
宮城县	○		○			兵庫県	○		○ ○
秋田県						奈良県			
山形県						和歌山县	○		
福島県	○	○	○			鳥取県		○	
茨城県						島根県	○	○	
栃木県						岡山県	○	○	○
群馬県	○	○	○			広島県	○	○	
埼玉県	○					山口県	○		○
千葉県				○		徳島県	○	○	○
東京都						香川県			
神奈川県	○	○	○			愛媛県	○		○
新潟県						高知県		○	○
富山県			○	○		福岡県			
石川県						佐賀県			
福井県	○		○			長崎県	○	○	
山梨県						熊本県	○	○	○
長野県	○		○	○		大分県			
岐阜県						宮崎県			
静岡県	○	○	○			鹿児島県	○		○
愛知県	○	○	○			沖縄県			
三重県						計	22	13	20 7

※平成28年度は28府県が事業実施

農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成29年度）

	農業の専門家による農業生産者と障害者との連携支援技術の指導・助言	次事業化への取組み支援	民間連携支援技術の開拓支援	好実例を収集(農業生産者と障害者が協力して共同で生産するなどの意図)研究等	農業生産者と障害者との連携支援技術の指導・助言		農業の専門家の指導による農業生産者と障害者との連携支援技術の指導・助言	次事業化への取組み支援	民間連携支援技術の開拓支援	好実例を収集(農業生産者と障害者が協力して共同で生産するなどの意図)研究等	農業生産者と障害者との連携支援技術の開拓支援
北海道	○			○			滋賀県	○	○		○
青森県				○			京都府	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○			大阪府				
宮城県	○			○			兵庫県	○		○	○
秋田県							奈良県				
山形県							和歌山県	○	○	○	○
福島県	○	○	○				鳥取県	○		○	○
茨城県							島根県	○		○	-○
栃木県				○			岡山県	○	○	○	○
群馬県	○	○	○				広島県	○			
埼玉県	○						山口県		○		
千葉県	○						徳島県	○	○	○	○
東京都							香川県				
神奈川県	○	○	○	○			愛媛県	○		○	○
新潟県	○			○			高知県		○	○	
富山県				○			福岡県	○		○	
石川県	○			○			佐賀県			○	
福井県	○	○	○				長崎県	○	○	○	○
山梨県							熊本県	○	○	○	○
長野県	○		○	○			大分県	○			
岐阜県							宮崎県	○		○	
静岡県	○	○	○				鹿児島県	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○			沖縄県	○		○	
三重県		○	○	○			計	31	17	33	13
											19

※平成29年度は40都道府県が事業実施

項目5. 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、障害者就労の推進

平成29年3月29日働き方改革実現会議決定

⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

【働く人の視点に立った課題】

雇用環境は改善してきているが、依然として雇用義務がある企業（50人以上）の約3割が障害者を全く雇用していない。

経営トップを中心とした社内理解の促進、作業内容・手順の改善等の課題を克服する必要。

就労に向けた関係行政機関等の更なる連携が必要。

福祉事業所から一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所が増加しているが、移行率が0%の事業所が3割強存在し、二極化している。

福祉事業所における利用者の賃金・工賃は十分な水準にはない。

・就労移行支援事業所の平均賃金1.1万円（2016年度）
・就労移行支援事業所の平均工賃1.5万円（2016年度）

【今後の対応の方向性】

障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活躍できることが普通になる社会を目指す。このため、長期的寄り添い重複支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らしていくとともに、福祉就労の着実な進展を図っていく。また、特別な支援をする子供について、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

【具体的な施策】

（長期的寄り添い型支援策の重点化）

・障害者雇用ゼロ企業が障害者の受け入れを進めるため、実習での受け入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の実施などを進めること。また、障害者雇用に如実のある企業OB等の紹介・派遣を行うこと。

（障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援）

・発達障害やその可能性のある方を含め、障害の特性に応じて就労に向けて、在学中から希望・能力に応じた一貫した修学・就労の支援を行いうよう、各教育段階において、教育委員会や大学と福祉・保健・労働等の関係行政機関、企業が連携した切れ目のない支援体制を整備し、企業とも連携したネットワークを構築すること。
・一般就労移行後に休職した障害者について、その期間に就労陣営・福祉・労働等の関係行政機関が連携して、就労支援する仕組みを創設するほか、福祉事業所から一般就労への移行を推進すること。
・就労に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築すること。また、障害者の就業生活の改善を図るために最新技術を活用した補助具の普及を図ること。

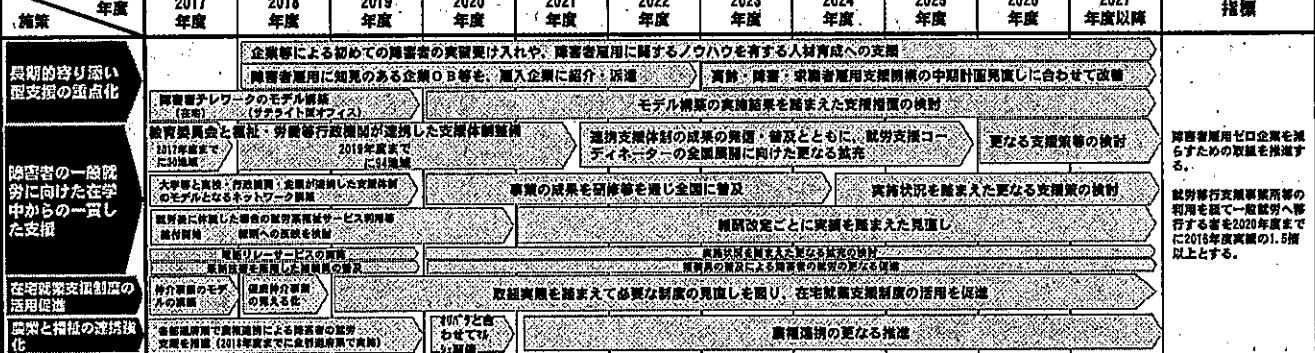
（在宅就業支援制度の活用促進）

・障害者の在宅就業等を促進するため、在宅就業する障害者と発注企業を仲介する事業のモデル構築や、優良な仲介事業の見える化を実現するとともに、在宅就業支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注した企業に特別賃金等を支給）の活用促進を図ること。

（雇用と福祉の連携強化）

・農業を取り組む障害者就労施設に対する6次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実績を目指す。

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
長期的寄り添い型支援策の重点化												
障害者の一懸念に向けた在学中からの一貫した支援												
在宅就業支援制度の活用促進												
農業と福祉の連携強化												



【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革— 平成29年6月9日（抄）】

3. 人材の育成・活用力の強化

(2) 新たに講すべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

⑥ 障害者等の就労促進

来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、農福連携による障害者の就労支援を推進する。

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

平成29年度予算額 60,000千円	平成30年度予算案 45,000千円	差引増▲減額 ▲15,000千円
(地域生活支援促進事業)		

目的

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国1／2、都道府県1／2

事業概要

障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

▶ 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

▶ 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない

▶ 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

▶ 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならないが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

地域の実情に応じたモデル事業の実施

- ▶ 企業への普及・啓発
- ▶ 相談支援
- ▶ 発注企業の開拓

- ▶ ICTネットワークの構築
- ▶ 関係者による検討会
- ▶ ニーズ調査や実態調査等を実施
- ▶ ICT技術等のスキルアップ支援

企業
マッチング
センター

企業
マッチング
センター

在宅障害者
マッチング
センター

事業評価・検証

課題等への対応
(モデル事業の運営)

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もできている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産品を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取組む。
- A型利用者約20人のうち一部(×)が、地元の野菜や果実からシーソースやジャムを製造し販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金:約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。



(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取り組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃:約2万6千円



(事例2)

- 当該事業所では、使われなくなった畠地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃・調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃:約2万7千円



就労移行等連携調整事業

平成29年度予算額 平成30年度予算案 差引増▲減額
23,545千円 → 21,191千円 ▲2,354千円
(地域生活支援促進事業)

【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限發揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

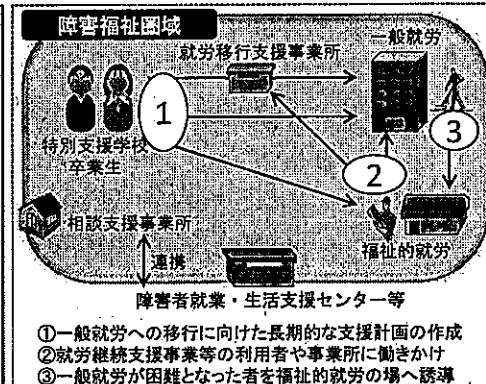
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

4 積算(要求額)

$$4,709\text{千円} \times 9\text{か所} \times 1/2 = 21,191\text{千円}$$



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

連携協定

6 地域生活支援拠点等の整備促進について

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備をお願いしているが、昨年4月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が37市町村、9圏域であり、整備が必ずしも進んでいない状況にある。

この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、昨年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進について」の通知を発出し、周知してきたところである。

拠点等については、第五期障害福祉計画の策定に係る基本指針の成果目標においても引き続き、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする旨定めているため、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、障害福祉計画に位置付け、できる限り早期に積極的な整備に努めるよう、また、都道府県におかれでは、市町村又は圏域における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう特段の配意をお願いする。

また、今般、別添のとおり、昨年発出した整備促進の通知等の内容をまとめたパンフレットを作成するとともに、今年度、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例（優良事例）集も作成中であり、好事例（優良事例）集についてはとりまとめ次第周知するので、これらを活用いただき、積極的な整備や必要な機能の充実・強化をお願いする。

なお、平成29年4月時点の各市町村等における拠点等の整備の状況や、今年度（株）三菱UFJリサーチ＆コンサルティングを通じて実施した都道府県へのアンケート調査の結果（別紙参照）について、本日、厚生労働省ホームページに掲載するので、併せて参考にされたい。

（掲載先）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

(2) 今後の制度的対応

平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされて

おり、これらについては、自立生活援助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）の創設など障害者総合支援法の改正によるサービス等の新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の機能など拠点等の必要な機能の充実・強化を図ることとしている。

今後、拠点等については、これらの見直しの状況も注視していただき、効果的な取組みをお願いする。

別紙

地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査
(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成29年度調査)の都道府県へのアンケート調査結果概要)

1. 調査目的

- 都道府県が管内市町村の地域生活支援拠点の整備にどの程度関与しているのか、整備に向けて支援している場合、具体的にどのような支援を行っているのかを把握することを目的とする。

2. 調査対象等

- 47都道府県に対し、調査票を郵送配布し、メール及びFAXにて回収。(回収率100%)
○調査時期は平成29年8~10月

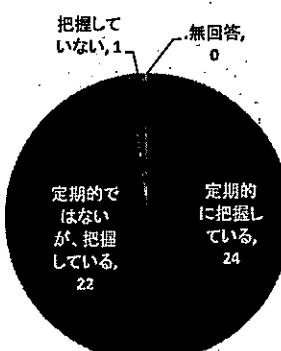
3. 調査結果のポイント

- 平成29年4月時点で、整備済みの市町村数・圏域数は37市町村9圏域(整備済みの市町村・圏域があるのは19都道府県)。西日本で整備が進んでいない状況にある。
○都道府県が管内市町村の整備状況を定期的に把握しているのは5割(24都道府県)。
○都道府県の当該市町村に対する地域生活支援拠点等の整備についての支援では、整備、運営に関する研修会を開催しているのは約3割(15都道府県)。その中で積極的に実施しているのは、長野県の「圏域ごとに市町村職員等を集め、先進地域の取組み紹介や地域間の状況共有、意見交換の開催」、広島県の、「要請のある市町村での講演」、宮崎県の「地域自立支援協議会での研修」などがある。
○管内市町村の拠点施設等の整備に後方的かつ継続的な支援を行っているところは6割弱(27都道府県)で、前述の長野県の他、香川県の「市町相談支援・地域生活支援事業担当者会議の中で意見交換や進捗管理、情報共有を図る場を設定」などがある。
○「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」(都道府県任意事業)を活用する予定があるのは1都道府県にとどまる。

都道府県アンケート調査結果

- 管内市町村の整備状況について、「定期的に把握している」24都道府県、「定期的ではないが、把握している」22都道府県であるのに対し、「把握していない」とする都道府県が1県あった。
○都道府県において、地域生活支援拠点等の整備、運営に関する研修会を開催しているのは15都道府県にとどまっている。研修会の内容の多くは、地域生活支援拠点についての説明や先進事例の紹介などとなっている。
○都道府県において、管内市町村における先進事例や優良事例等の紹介をしているのは18都道府県にとどまる。

管内市町村の整備状況の定期的な把握の有無
～全体[N=47]～



拠点等の整備、運営に関する研修会の開催の有無
～全体[N=47]～



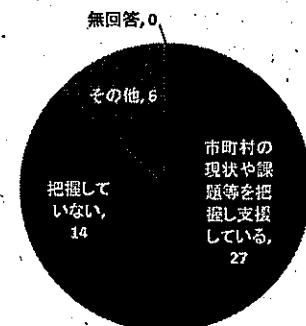
市町村における先進事例、優良事例等の紹介の有無
～全体[N=47]～



- 管内市町村への後方的かつ継続的支援を行っている都道府県は27都道府県にとどまり、「現状や課題を把握していない」が14都道府県となっている。
- 「地域移行のための安心生活支援事業」(市町村任意事業)の活用を「促している」のは17都道府県であるのに対し、「促していない」都道府県が29と、促していない都道府県が多い。
- 「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」(都道府県任意事業)の活用については、「今年度、活用している、予定している」都道府県が1都道府県のみにとどまる。

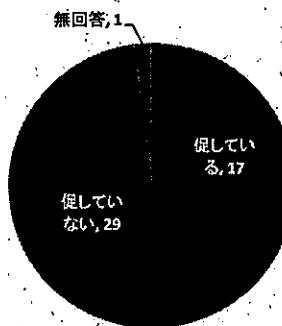
当該市町村への後方的かつ継続的な支援の有無

全体(N=47)



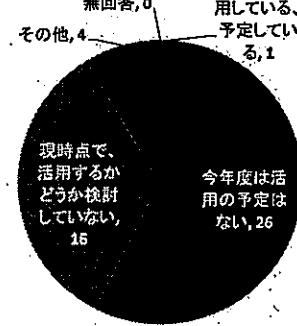
「地域移行のための安心生活支援事業」(市町村任意事業)の活用促進の有無

全体(N=47)



「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」(都道府県任意事業)の活用予定の有無

全体(N=47)



地域生活支援拠点等の整備とは・・・?

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

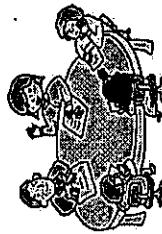
* このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

- Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか?1
Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか?1
Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか?
また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか?1
Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか?4
Q5: 拠点等の区域(担当区域)はどう設定すればいいですか?6
Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか?6
Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考え方られる財政支援は何ですか?6
Q8: 必要な機能の確保・充実に向けた体制整備の留意点は何ですか?7
Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためににはどうすればいいですか?8
Q10: 都道府県の役割は何ですか?9
Q11: 拠点等は現在どのくらい整備されていますか?
また、好事例(優良事例)があれば教えてください。9
Q12: 拠点等の現況、今後についてどのような動きがありますか?9
* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】10
* 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)11
○ このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障害発第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成29年7月13日事務連絡)の結果や平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価について、盛り込んでいます。

- 引き続き、積極的な整備、必要な機能の充実・強化に取り組むにあたってご活用ください。

地域生活支援拠点等について

【初版】



平成30年3月

厚生労働省障害保健福祉部
障害福祉課

地域生活支援拠点等に関する解説

Q1 拠点等の整備の目的は何ですか？

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

- ⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や施設からGHH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
- ⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

Q2 拠点等の整備手法はどうながりますか？

- 拠点等の機能強化を図るために、5つの機能を構成し、GHHや障害者支援等に付加した「多機能複合整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示していますが、これらにどちらかわらず、地域の実情に応じた整備を行っていただけます。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

○ なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

Q3 拠点等の必要な機能は何ですか？
また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？

- 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととします。

○ また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実情に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

○ また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に困難られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携を含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を整備していくことが重要です。

○ なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害者の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に向けた諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられます。

地域生活支援拠点等に関する解説

必要な機能の具体的な内容と具体例



①相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコードネイターや相談員を配置し、緊急時の支援が見込まれない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【具体例(千葉県柏市)】

- 市議会による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し、地域移行支援にも対応)及び計画相談を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。



②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急诊や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行ふ機能
- 【具体例(神奈川県厚木市)】
- 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等を利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時ににおける相談から受入調整までの対応には、開所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談センターが行うものと役割を明確にしてある。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいらっしゃれない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最长72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



③体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たつて、共同生活援助等の障害者福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【具体例(兵庫県西宮市)】

- 地域での自立生活を目指す人に對して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれぼの内の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしが体験できる場を提供している。

地域生活支援拠点等に関する解説

必要な機能の具体的な内容と具体例



④専門的入材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【具体例（東京都新宿区）】

- 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。



⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【具体例（栃木県那須市）】

- 「自立支援」協議会を中心とした地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q4 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？

- 主に4つの点に留意する必要があります。

- ① 拠点等において支援を担う者（以下「支援者」という。）の協力体制の確保・連携
- 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。
- また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一體性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

② 拠点等における課題等の活用について

- 拠点等においては、個別事例の種々なから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。
- ③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握
- 拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えは、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。
- 具体的には、例えば次ページの（ア）から（サ）に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。
- また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する拠点等の理解も深まるにから、より効果的な運営につながるものと考えられます。

- なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行ってください。

④ 各制度との連携

- 拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要があります。

地域生活支援拠点等に関する解説

(P 4③)に係る例示)

- (運営全般に関するもの)
- (ア)拠点等の組織・運営体制・担当区域における二つの把握を行っているか
・拠点等の整備方針の策定・担当・管内に対する取り組みが実現できるか
・誰等等における運営方針が定められているか
・拠点等の運営の運営会議を定期的に開催しているか
・必要な機関等の運営における定着化の検討が定期的に開催しているか
・支援者間の連絡が効果的に行われているか
・各種機関等との連絡の向上、調整、合意形成に努めているか
・拠点等を地域に広めやすい名前で開設しているか
・地域づくり活性化委員会や過疎地帯等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか
(イ)地域二づくり等に対する対応方針や過疎地帯等の方針
- ・社会的活動(ボランティア等)を奨励する障害者等の把握に努めているか
(ロ)運営会議等の方針
- ・障害者等や地域住民を含めた地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
(ハ)個人情報の保護
- ・支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえ対応が図られているか
(エ)利用者満足度の向上
- ・相談や苦情に適切に対応でき体制が整っているか
・相談や苦情に対するより丁寧なアドバイザリーの確保が行われているか
(カ)公正・公平性・中立性の確保
- ・公正・公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
・障害者等サービス事業所等の紹介を行っているか
・協議会等への新規、説明等に協力しているか
- (個別機能に関するもの)
- (ナ)相談
- ・障害者等やその家族の相談には各制度とともに十分に選択しながらワンストップで対応しているか
・個別相談を受ける体制の確保・相談窓口の設置等をしているか
・相談内容ごとに応じて専門的な相談ができるか
・通常の対応等は整備しているか
・緊急時の対応等は整備しているか
・本人の家族が現れることが多発する事前に予め対応できる取組みを行っているか
・相談を受けた後の対応の仕組みを構築しているか
(ク)緊急時の受け入れ・対応
- ・緊急時の定義分けを行い、緊急時の対応・対応外の対応を含む。)について、具体的な方法を定めているか
・本人の家族が現れることが多発する事前に予め対応できる取組みの活用を検討しているか
(ケ)体験的機能
- ・空き家・公民館等を最大限活用しているか
・緊急時の受け入れ後、サービスを利用計画等の見直しを行っているか
・各事業所(障害者支援等を含む。)の常勤による緊急時の受け入れ・対応を図っているか
・短期入所のうち、緊急時の受け入れを検討しているか
・短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか
- (メ)緊急時における体制
- ・緊急時における緊急時の受け入れ体制を確立しているか
・各事業所(障害者支援等を含む。)の常勤による機会・機会を確保できるように、障害機関等と連携しているか
・各事業所(障害者支援等を含む。)の当番役による機会・機会を確保しているか
(ニ)専門的人材の確保・養成
- ・障害者等の質疑・質問に対する対応や計画を十分に検討しているか
(サ)地域の多様な社会資源の開拓や最大限の活用を推進しているか
・各拠点等の必要な機能を有し、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか

Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればよいですか?

- 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人が確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効率的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定してください。なお、市町村内に複数の担当区域を設置する場合においては、当該市町村内の全ての区域が包摂されるよう留意してください。同様に、指定都市市においては、当該法第252条の20第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区域(担当区域)が包摂されるよう担当区域を設定し、拠点等を整備してください。
- 人口規模の小さい自治体における複数の自治体からなる区域については、複数の自治体からなる区域を単位として整備することが考えられます。区域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものですが、都道府県には、市町村間の連絡調整等の後方支援を行う割合が求められます。
- Q6: 市町村は整備に向けた取り組みはありますか?
- 拠点等は、「障害福祉センター及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域(以下「市町村等」という。)に少なくとも一つ整備することとしておりますが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況です。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げておりますが、第四期障害福祉計画の期間中に複数等の整備を行わなかつた市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域における二つの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進めめる必要があります。
- なお、拠点等の整備がなされたか否かについて、市町村におけるQ3に定める「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験的機能」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくりに必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断してください。その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要です。
- 例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することは、市町村が、例えれば、協議会等のため、「多機能拠点整備型」「面向的整備型」等の整備においては、市町村が、例えれば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要があります。
- Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考え方られる財政支援は何ですか?
- 「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」(平成27年4月30日障害発0430第1号)において示しているとおり、拠点等の「面向的整備型」を行うに当たつて、例えば、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなる場合等について、社会福祉施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられます。
- さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしにかかる留意事項についての「面向的整備型」を行うに当たつて、例えれば、協議会等での検討の結果、新たな社会福祉施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられます。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？

- 市町村は、Q1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めてください。
- 具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示しておりますが、以下に掲げる点に留意ししてください。

① 協議会等の活用

(ア) 地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。
(イ) 地域分析(アクセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。
(ウ) 拠点等が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

【必要な視点】
○ 拠点等が担う5つの機能(「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」)をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

② 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

(ア) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうかを検証する。
(イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、臨時見直しを行い、拠点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

○ 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

③ 関係者への研修・説明会の開催

(ア) 障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行ないながら解決策の提案を受ける。
(イ) 研修会等を通じて、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関・専門職の役割を認識する。

【必要な視点】
○ 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に開与する全ての機関・人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか？

- 市町村はQ3の拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、その関与に努め、具体的には以下の内容に留意してください。

① 拠点等における役割分担と連携の強化

自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で拠点等を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応してください。

例えば、拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、拠点等の機能に取り組むに当たつての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置。
・ 拠点等の運営に当たつて市町村内に担当者を配置(拠点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置)
・ 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点等内の事業所等を支援するなど、拠点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的・一貫的な運営体制を構築していくことが可能と考えられます。

② 効果的な拠点等の運営の鍵

(ア) 市町村の定期的な評価
地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要です。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行なうことが重要です。
具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者がかられる意見等を踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効率的な運営や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点について改善に向けて取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

(イ) 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)
拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めてください。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるよう工夫してください。
具体的には、名前及び所在地、法人名、營業日及び営業時間、担当区域、支援員体制・事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表を行なうこととしまさが、この取組を通じて、拠点等が自らの地域の拠点等との比較するところも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

解説するに關する等の支援活動も或地域に生息する。

Q10. 都道府県の役割は何ですか？

○ なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障害第0801002号)において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しておりますが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用してください。

Q11: 標点等は現在どのくらい整備されていますか?
整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか?

- 捯点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保険福祉社団域含む)において整備されています。(全国の自治体数:1,741、園域数:141)
- 具体的な整備の状況については、[厚生労働省ホームページ](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kintaku/0000128237.html)をご参照ください。

○ なお、拠点等の整備の状況を踏まえた好実例(優良事例)集については、今年度末までに作成し、周知することを予定しております。

Q12 標点等の現況、今後についてはどうな動きがありますか

○ 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支授する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、拠点等の必要な機能の充実・強化を図ることとしています。今後、拠点等については、これらの見直しの状況も注視していただき、効果的な取組みをお願いします。

※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の検討点等の内容は、P11～P13をご参照ください。
※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論については、厚生労働省ホームページの第12回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料3「地域生活支援拠点等について」をご参照ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000181053.html>

地域生活支援拠点等の整備について

●想言 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会・場、緊急時の要け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

卷三

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能にするににより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えている。

(2) 体験の機会を得て、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

◎ 標榜在內容

- ① 相談

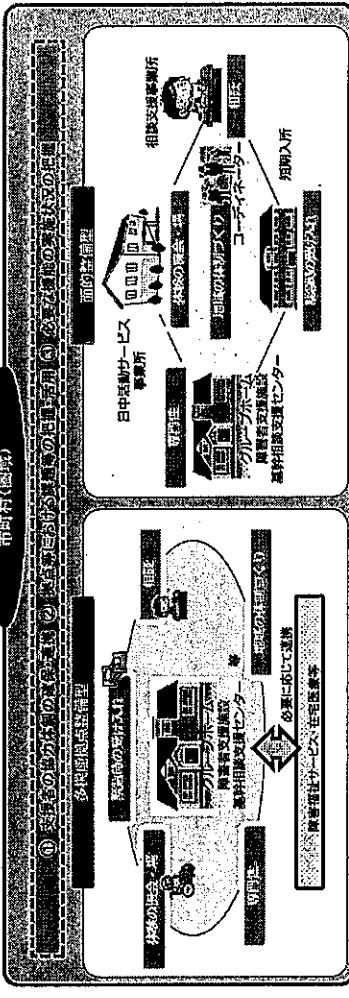
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込まれない世帯を事前に把握 登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
 - ② 緊急時の受け入れ・対応
 - 短期間内に活動を実施した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の緊急受入体制等を必要な対応を行ふ機能
 - ③ 体験の機会・経験
 - 地域移行支援や報元からの自立等に当たつて、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会等を提供する機能

の機能を最大限に発揮するため、各部の構成要素が密接に連携する。また、各部の構成要素は、その機能を実現するための複数の子要素から構成され、これらの子要素間もまた密接に連携している。

- 医療機関との連携による、専門的な対応を行なう機能
 - 医療的ケアが必要な患者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行なう機能
 - ことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
 - 地域の体制づくり
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行なう機能

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

各地域のニーズ既存のサービスの整備は足りない。協議会等を活用して検討。



8

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

○ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを要する。

(1)相談機能の強化

○ 拠点等における相談機能を強化する拠点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所含む。)にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する。

○ 短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

(2)緊急時の受入れ・対応の機能の強化

○ 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

※緊急短期入所受入加算の見直し

現行の「緊急短期入所受入加算」(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)は、「緊急短期入所受入加算」(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)の理由により、定員の急用者(日別定員)の介護を行った場合、急用者(日別定員)の急用者(日別定員)を不急で加算する。当該緊急利用者のみに限り、当該利用を開始した日(以下「見直し日」)から14日前までの期間を「見直し後」、14日以内の期間を「見直し前」として、定員の急用者(日別定員)の急用者(日別定員)を不急で加算する。※「見直し後」の期間内に、自該指定定期入所を行った場合は、当該の医療等を除いた事情がある場合は、当該の医療等を除いた期間からの算定となる。

○ また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受けられた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減は適用しないこととする。

※定員超過特例加算新設

※(2)の加算については、拠点等の機能を「担う」「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

地域生活支援拠点等について

○ 地域生活支援拠点等

(3)体験の機会・場の機能の強化
○ 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する拠点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。

○ また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の運営・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定期に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする拠点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

○ 行支授事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げをさらに、体験を行うとともに、初期段階における体験利用支援加算の算定単位数を高く設定し、その後は廃止にする。
○ なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることにに対し、地域移行支援の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。

○ 加えて、体験利用を促進する拠点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用する場合、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行なう障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

※体験利用支援加算の見直し

現行の「体験利用支援加算」(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)は、「体験利用支援加算」(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)の見直し日から15日までの期間に算定される。
※「見直し後」の期間内に、自該定期入所を行った場合は、「見直し前」の期間に算定される。

※「見直し後」の期間内に、自該定期入所を行った場合は、「見直し前」の期間に算定される。
※「見直し後」の期間内に、自該定期入所を行った場合は、「見直し前」の期間に算定される。

※「見直し後」の期間内に、自該定期入所を行った場合は、「見直し前」の期間に算定される。
※「見直し後」の期間内に、自該定期入所を行った場合は、「見直し前」の期間に算定される。

※「見直し後」の期間内に、自該定期入所を行った場合は、「見直し前」の期間に算定される。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

- (4)専門的人材の確保・養成の機能の強化
○拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に 対応する支障の評価として、重度障害者支援加算を生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を 除く。)に創設する。

《重度障害者支援加算(新設)》

《強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合》

(体制加算) 1単位 日
※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画書に「二ト手を併用せしむる場合」に該当する。ただし、强度行動障害支援者を有する者が利用していない場合は、强度行動障害支援者を有する者と同一の作業区分とする。
口 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が、実践研修終了直前の支障を元に强度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を有する者に就して個別の支障を元に强度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者の作成した支援計画書に対する旨に基づいて個別の支援を行ったときに算する。
個人加算 180単位 日
※ 実践研修修了者の作成した支援計画書に対する旨に基づいて個別の支援を行ったときに算する。
※ 基礎研修修了者が、强度行動障害支援者を有する者から强度行動障害支援者を有する者へ配置される場合、强度行動障害支援者を有する者へ配置される場合に算する。

※ (4)の加算については、拠点等の機能を「担う」「担わない」で加算の算定の可否を分けることは しない。

《地域の体制づくりの機能の強化》

○拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む。)を中心(月に1回)に、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向け、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

《地域本部連携拠点支援加算(新設)》 2,000単位 / 月(月回を算定)

7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとなる。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規程による療養の給付や介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付等（以下「他法給付」という。）が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される点に留意されたい。

また、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであるので、その趣旨について、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

(2) 重度障害者等包括支援の活用について

重度障害者等包括支援は、障害支援区分 6 の重症心身障害者や行動障害を伴う者等の最重度の障害者等に対して、日々の体調の変化等に応じて、居宅介護や生活介護等の障害福祉サービスを柔軟に提供できる仕組のサービスである。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定基準や基本報酬の見直しを行い、重度障害者等包括支援を行いやすくしたので、地域における最重度障害者等のニーズや支援体制等を踏まえ、必要に応じて、重度障害者等包括支援の実施を検討いただくよう、管内の障害福祉サービス事業所に対して周知をお願いしたい。

なお、重度障害者等包括支援の取扱いについては、「重度障害者等包括支援の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 27 日事務連絡）においてお示しているところであるが、今後、当該事務連絡の内容を更新した事務連絡を発出する予定であるので、ご承知おき願いたい。

(3) 同行援護について

平成 30 年 4 月から、同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを

基本とすることから、「身体介護を伴う場合」及び「身体介護を伴わない場合」の分類を廃止し、基本報酬を一本化することとした。また、盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供したときの加算や、障害支援区分3以上の者に提供したときの加算を創設することとした。当該改定に伴い支給変更決定等の必要が生じないよう、平成30年3月31日までに同行援護の支給決定を受けた者については、当該支給決定の有効期限の範囲で、「身体介護を伴う」及び「身体介護を伴わない」の報酬が適用されるようにしたので、ご承知おき願いたい。

(4) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成30年度予算案において地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を計上した。【関連資料 企画課自立支援振興室資料の（資料1-2）及び（資料1-4）】

本事業は、大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が、本事業の対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものであることから、障害者の入学先の大学等と連携して、当該障害者の修学状況や、大学等による支援状況等を把握しながら実施されたい。

(5) 平成30年度国庫負担基準の改正について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、以下の見直しにより、国庫負担基準を拡充する予定である。

- ① 重度障害者の割合に応じた国庫負担基準の嵩上げ（現行5%）について、市町村の支給決定者数や重度障害者の利用状況に応じた拡充。
- ② 訪問系サービスにおける特別地域加算の算定対象となる地域（へき地等）に居住する者の国庫負担基準の15%を増加。
- ③ 重度訪問介護等を利用する介護保険対象者の国庫負担基準について、重度訪問介護等から居宅介護の国庫負担基準を除いた単位への見直し。これらに加えて、訪問系サービスの基本報酬の増加や加算の創設に伴う拡充も行う予定である。【関連資料1】

なお、国庫負担基準額が、平成17年度の国庫補助の額を下回るときに、当該国庫補助額を市町村全体の国庫負担基準総額とする従前額保障の取扱いについては、廃止する予定である。当該廃止により超過負担が増加又は新たに生じる市町村に対しては、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」により3年間の経過措置として財政支援を行うことができるとする予定であるので、都道府県におかれでは、管内市町村の状況等を踏まえ、当該補助金を活用されたい。

(6) 平成 30 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 30 年度予算案における本事業については、(5) の見直し等を踏まえ約 10 億円を計上した。なお、補助要件については平成 29 年度の要件に加え、(5) の従前額保障の廃止に伴う経過措置を含めることを予定している。【関連資料 2】

各都道府県におかれでは、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

(7) 平成 30 年 4 月以降の人員配置基準等について【関連資料 3】

① 同行援護について

ア 従業者について

(ア) 実務経験が 1 年未満の者の介護福祉士等について

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が 1 年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成 30 年 3 月 31 日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員について

平成 30 年 3 月 31 日の時点で地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成 33 年（2020 年）3 月 31 日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれでは、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

イ サービス提供責任者について

同行援護のサービス提供責任者は、次の（ア）又は（イ）の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成 30 年 3 月 31 日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

また、次の（イ）の要件についても廃止することとする。

- (ア) 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者
(イ) 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）

ウ 同行援護の提供体制の確保

平成28年度の障害保健福祉関係主管課長会議（平成29年3月8日）において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示したところである。当該調査結果では、回答事業所の約1割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市においては、管内の視覚障害者の同行援護の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するよう取り計らわれたい。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成29年7月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室等事務連絡）を踏まえて対応されたい。

② 行動援護について

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成30年3月31日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成33年（2020年）3月31日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県においては、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

また、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了知願いたい。

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件（※）」としてきた。なお、介護保険における訪問介護では、平成31年3月31日をもって当該要件を廃止するところである。

居宅介護においても、本取扱いについては廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成30年4月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の10%を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものとサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発1206001通知))

イ 訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

(8) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと
イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する

る支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものが無い障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適當と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願ひする。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。

- (イ) 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行う」という業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを見定しているものではないこと。
- (ウ) これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。
- (エ) 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定をしているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

④ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

⑤ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めさせていただきたい。

関連資料3

事務連絡
平成30年2月9日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

平成30年4月以降の訪問系サービスの従業者要件等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の従業者要件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号）等によって定められているところです。

訪問系サービスの従業者要件のうち、経過措置又は暫定的な取扱いとして示している要件等について、平成30年4月以降の取扱いは下記のとおりとする予定であるため、管内の市町村及び事業所に周知いただくとともに、当該事業所の従業者として必要な研修受講の促進等に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 居宅介護

(1) サービス提供責任者の要件

「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であつて、3年以上介護等の業務に従事した者」を居宅介護のサービス提供責任者とする取扱いは、従来から暫定的なものであることとしてきた。

本取扱いについては、廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成30年4月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の10%を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定

であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

2 同行援護

(1) 従業者要件

① 実務経験が1年未満の者の介護福祉士等

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が1年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成30年3月31日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

② 盲ろう者向け通訳・介助員

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年（2020年）3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県においては、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。

なお、本取扱いは暫定的な措置であることから、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け・通訳介助員が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算することとする。

(2) サービス提供責任者の要件

同行援護のサービス提供責任者は、次の①又は②の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成30年3月31日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

また、次の②の要件についても廃止することとする。

- ① 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者
- ② 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）

(3) 同行援護の提供体制の確保

平成28年度の障害保健福祉関係主管課長会議（平成29年3月8日）において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示ししたところである。当該調査結果では、回答事業所の約1割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれでは、管内の視覚障害者の同行援護

の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するよう取り計られたい。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成29年7月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室等事務連絡）を踏まえて対応されたい。

3 行動援護

行動援護の従業者要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成30年3月31日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成33年(2020年)3月31日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県におかれでは、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。

なお、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了知願いたい。

4 その他

訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるので、各都道府県におかれでは、研修の実施について積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算によっては、算定要件に平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置を設けていたものがあるが、当該研修の受講状況等を踏まえて平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしているので、各都道府県におかれでは必要な養成者が受講できるよう遺漏のないように対応をお願いする。

また、地域生活支援事業の「地域生活支援促進事業」に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

今後の予定としては、近日中に各都道府県に対し平成 30 年度の両事業に係る要望見込額の提出を依頼し、申請手続までに事前調整を行うこととしているので、予めご承知おき願いたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 30 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、5 月 29 日・30 日（基礎研修）、31 日・6 月 1 日（実践研修）に国立障害者リハビリテーション学院において研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力を願いする。

(2) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登

録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれでは、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

なお、平成28年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成29年度分も引き続き実施する予定であるが、調査項目等を見直した上で、来年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。